

令和8年度入札契約・総合評価落札方式の運用資料《工事》（港湾空港関係）正誤表

アンダーラインが追記・修正箇所

頁	誤	正	備考
表紙	—	<u>（一部、令和8年3月27日以降の公告案件から適用 します。）</u>	追記
21	※詳細な配点はP. 10~11を参照	※詳細な配点はP. 10~ <u>12</u> を参照	ページの修正
24	・・・競争参加資格要件である過去15年間の施工実績等の・・・	・・・競争参加資格要件である過去15 <u>年度</u> 間の施工実績等の・・・	語句の追記
76	1) 「配置予定技術者を複数申請から1名申請へ変更」することに関する注意点 (P. 42参照)	1) 「配置予定技術者を複数申請から1名申請へ変更」することに関する注意点 (P. <u>49</u> 参照)	ページの修正

令和8年度入札契約・総合評価落札方式の運用資料

《 工事 》(港湾空港関係)

- 本資料内の評価方法・評価表は一般的な例であるため、各工事の入札説明書を確認下さい。
- 本資料については、下記に掲載しております。
([四国地方整備局HP](#) > [港湾空港部](#) > [入札・契約情報](#) > [規則・基準・様式等](#))
- 令和8年4月1日以降の公告案件から適用します。
(一部、令和8年3月27日以降の公告案件から適用します。)

令和8年3月現在

四国地方整備局 港湾空港部

※赤字は令和7年10月版からの更新箇所

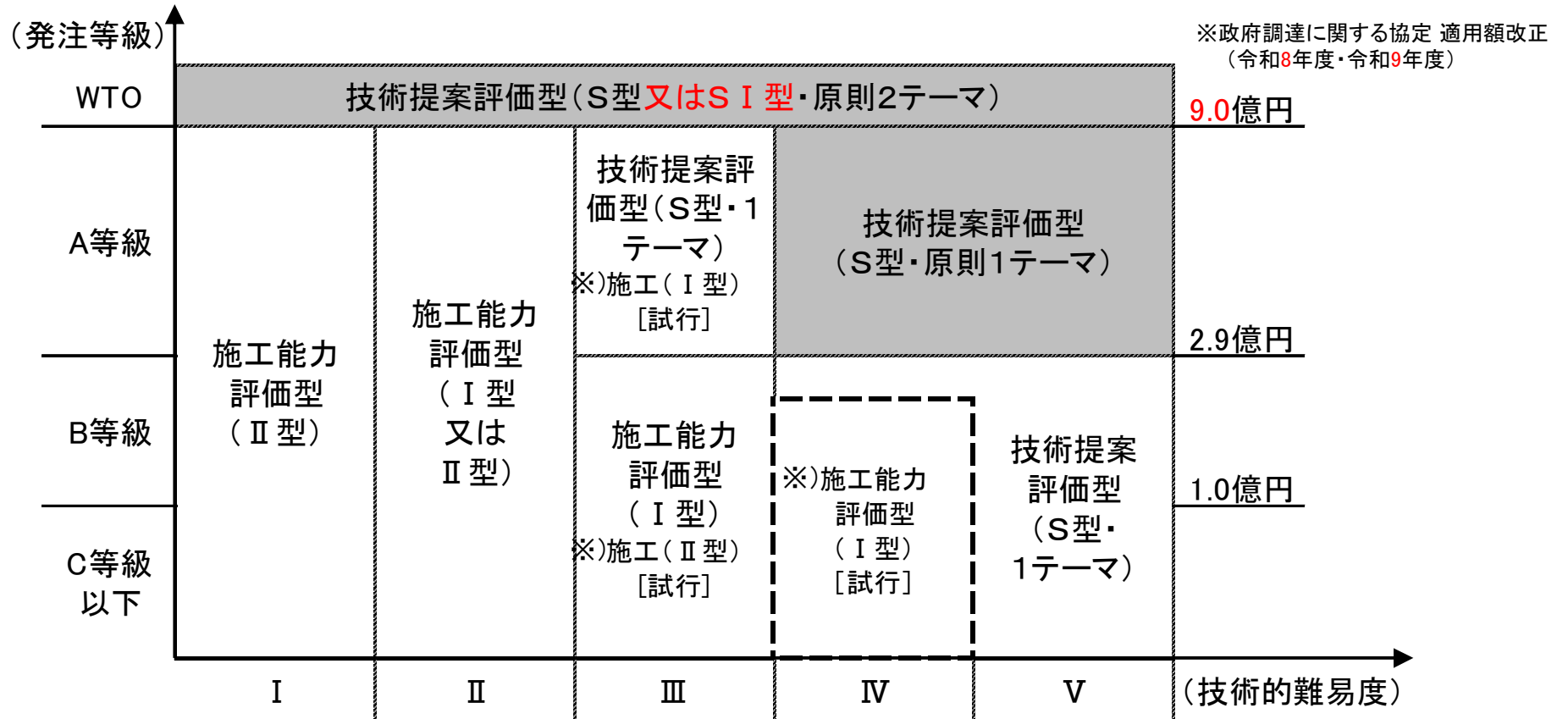
1. 総合評価の基本ルール	
1) 総合評価方式選定表	P4
2) 技術提案評価型(S型・WTO、2テーマ)の加算点	P5
3) 技術提案評価型(S型・1テーマ)の加算点	P6
4) 技術提案評価型(SI型・WTO、2テーマ)の加算点	P7
5) 施工能力評価型の加算点	P8
2. 総合評価の方法	
1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール)	P10～12
2) 技術者の評価の配点	P13
3) 企業の評価(基本企業評価)の配点	P14
4) 企業の評価(その他の企業評価)の配点	P15
5) 施工体制評価後の加算点	P16
6) 総合評価の方法(落札者の決定方法)	P17
3. 総合評価における取り組み(働き方改革)	
1) ワーク・ライフ・バランスの取組企業に対する評価	P19
4. 総合評価における取り組み(担い手育成・確保)	
1) 賃上げを実施する企業に対する評価	P21
2) 総合評価落札方式 技術提案評価型(SI型)(試行)	P22～23
3) 施工実績の緩和(競争参加資格要件の設定)(試行)	P24～25
4) 地元企業活用評価(試行)	P26
5) 工事で使用する作業船の評価	P27
6) 地元作業船評価(試行)	P28
7) 地元企業参加JV評価型(試行)	P29
8) 海上工事施工管理技術者の評価細分化	P30
9) 登録海上起重基幹技能者の評価	P31
10) 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価	P32
11) 特別港湾潜水技士の評価	P33
12) チャレンジ型(試行)	P34
13) 自治体実績評価(チャレンジ型併用)(試行)	P35
14) WTO案件の構成員に係る客観点数の引き下げ	P36
15) 主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施	P37
16) 主任(監理)技術者の配置変更(試行)	P38
17) 任意着手制度(試行)	P39
18) 監理技術者の専任義務の緩和(特例監理技術者制度)	P40
19) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P41～42
20) 配置予定技術者の要件緩和	P43
5. 総合評価における取り組み(生産性向上)	
1) ICT技術の全面的活用(試行)	P45
2) 段階選抜方式の活用	P46
3) 一括審査方式の活用	P47
6. 総合評価項目の留意点	
1) 配置予定技術者の申請人数の変更	P49
2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間	P50
3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間	P51
4) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価)	P52～53
5) 受発注者の負担軽減②(災害時の復旧支援体制の確保)	P54
6) 受発注者の負担軽減③(災害により出勤した実績の確認資料)	P55～57
7) 包括協定に関する誓約書	P58
7. 技術提案の留意点	
1) 技術提案の配点や着目点数	P60
2) 技術提案の評価方法について(2、3着目点の場合)	P61
3) オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表	P62
4) 技術提案の採否の通知	P63
5) 技術提案評価の詳細な通知	P64～65
6) 技術提案履行計画書の確認(技術提案評価型)	P66
7) 技術提案書の様式	P67
8. 入札契約手続き全般に係る留意事項	
1) 公告から競争参加資格確認資料の提出期限までの日数確保	P69
2) 見積参考資料の公開から質問書提出期限の日数確保	P70
3) 見積り参考資料の開示期間	P71
4) 低入札価格調査基準	P72
5) 発注見直し等の公表	P73
6) 発注見直しの公表方法	P74
7) 閲覧資料等の情報提示	P75
8) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点	P76
9) 直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載	P77

1. 総合評価の基本ルール

1) 総合評価方式選定表

※赤字はR8.4～更新

総合評価落札方式の選定の基本ルールは以下の表による。
 以下の表にある技術提案評価型(S型・WTO)及び技術提案評価型(S型)においては、引き続き原則少ないテーマ数を採用することとし、競争参加者・発注者双方の負担軽減に努める。
競争参加者・発注者双方の負担軽減の観点から、施工能力評価型(I型)の適用範囲を技術的難易度「IV」の一部で試行する。
技術的難易度「III」における簡易的な発注方式の拡大を試行する。



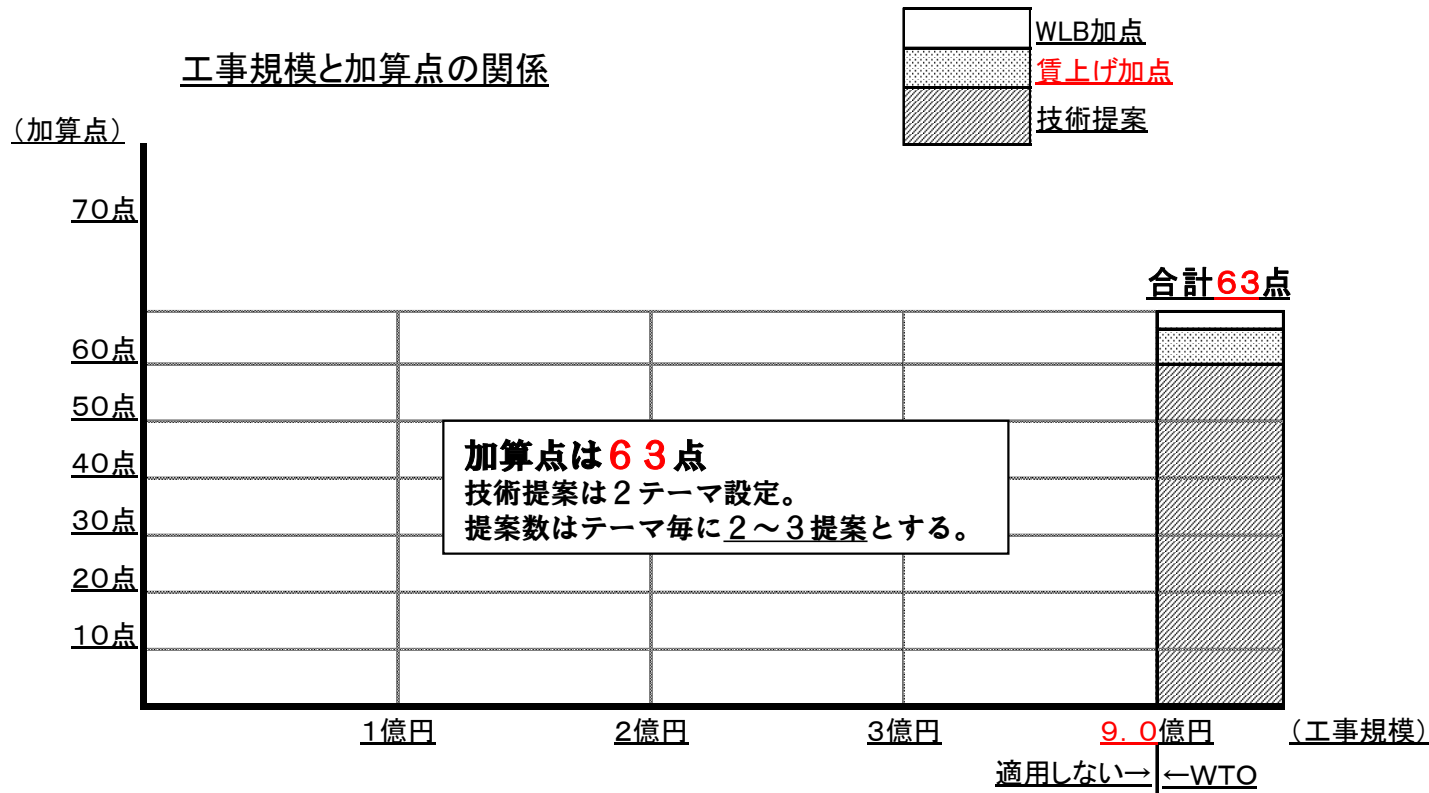
※) 技術的な工夫の余地が小さいと思慮される工事に限り適用することができる。

2) 技術提案評価型 (S型・WTO、2テーマ) の加算点

※赤字はR8.4～更新

- ◆技術提案評価型 (S型・WTO、技術提案2テーマ) は、技術提案の評価加算点60点及び賃上げ評価加算点2点、WLB認定評価加算点1点とし、**加算点合計は63点**で設定。
- ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、1テーマ2～3提案とする。

【技術提案評価型 (S型・WTO、技術提案2テーマ)】



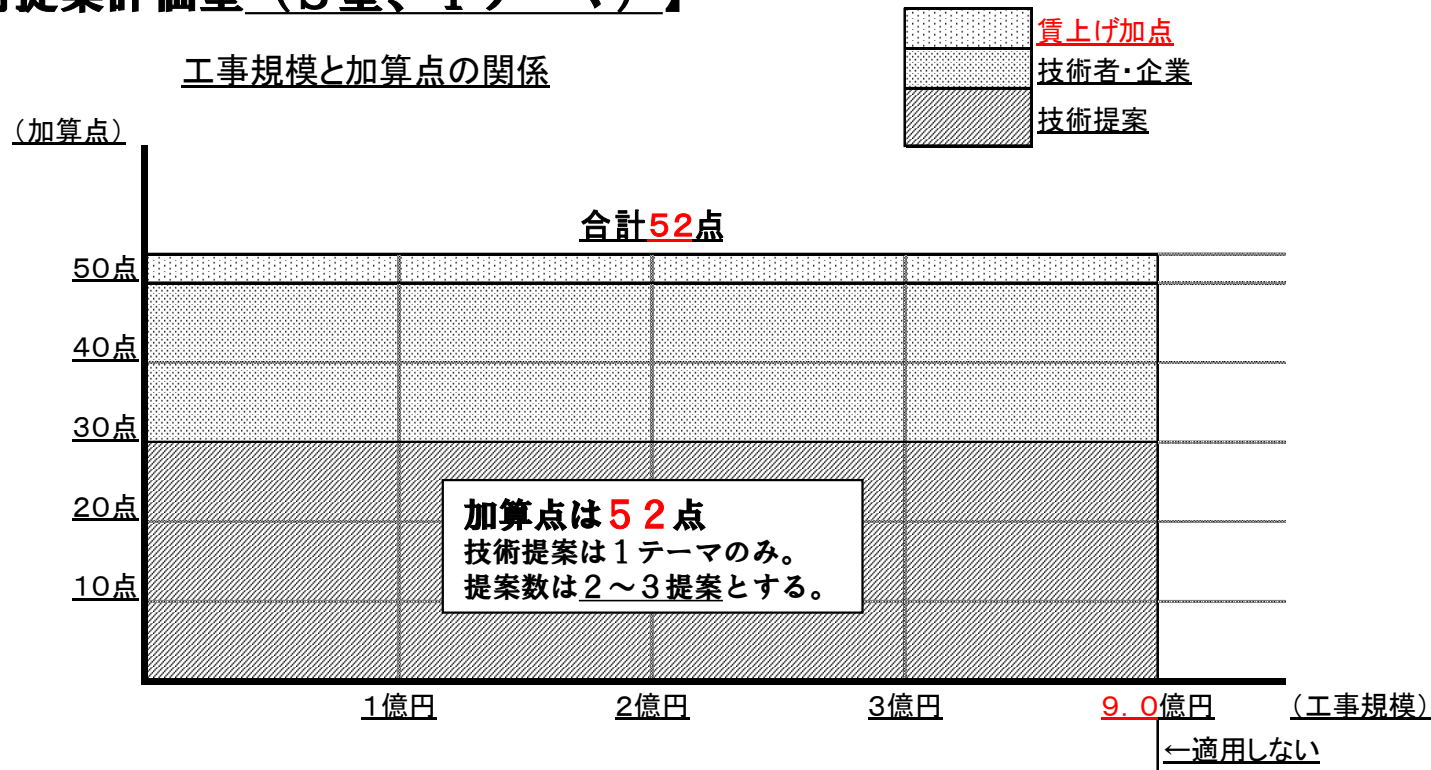
※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和8年度・令和9年度)

3) 技術提案評価型 (S型・1テーマ) の加算点

※赤字はR8.4～更新

- ◆技術提案評価型 (S型、1テーマ) は、技術提案の評価で30点、技術者・企業評価で20点**及び**賃上げ評価加算点2点とし、**加算点合計は52点で設定。**
- また、受注機会の拡大を図るため、技術者・企業の評価比率を引き下げた**チャレンジ型** (技術提案評価30点、技術者・企業評価10点**及び**賃上げ評価加算点2点とし、**加算点合計42点**) を試行する。
- ◆競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、1テーマ**2～3提案**とする。

【技術提案評価型 (S型、1テーマ)】



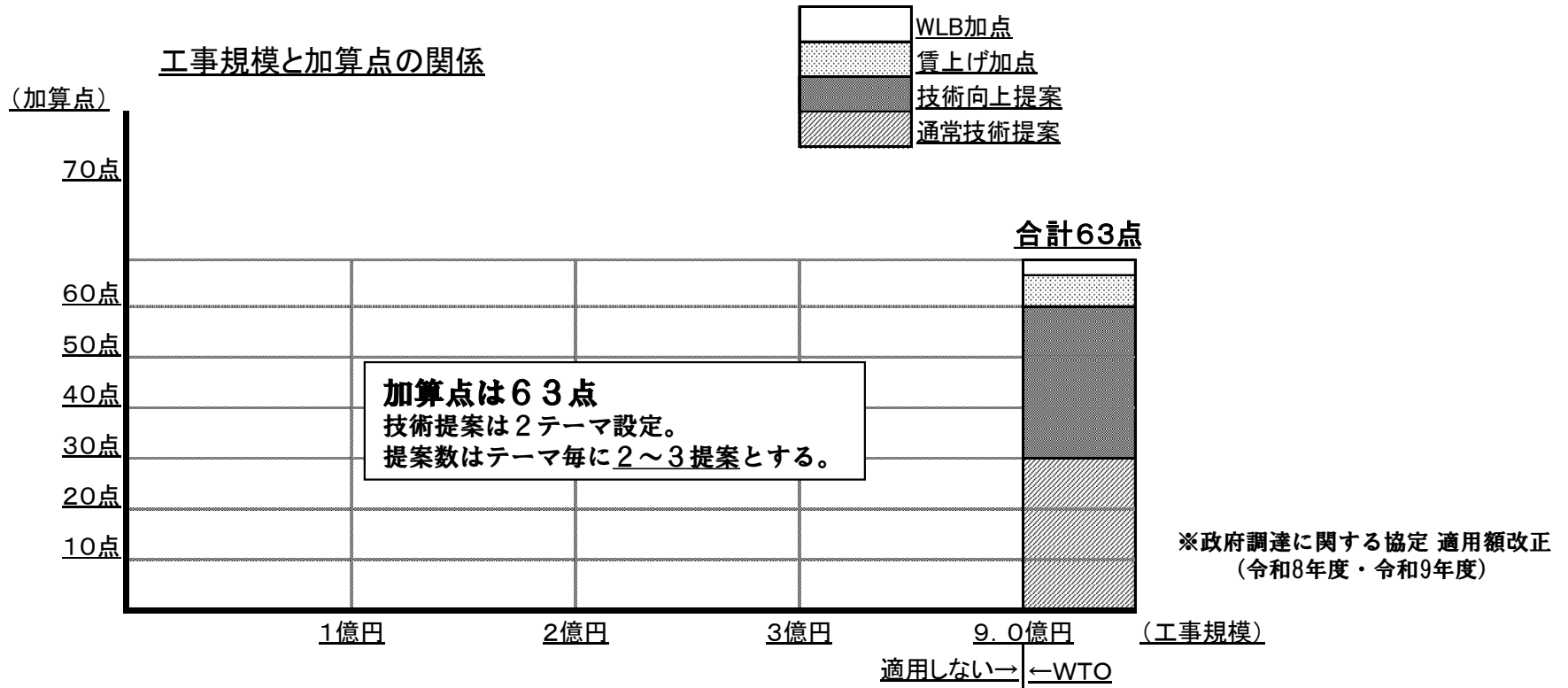
※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和8年度・令和9年度)

4) 技術提案評価型 (S I 型・WTO、2テーマ) の加算点

※R8.4～新規

- ◆技術提案評価型 (S I 型・WTO、技術提案2テーマ) は、技術提案の評価加算点60点及び賃上げ評価加算点2点、WLB認定評価加算点1点とし、**加算点合計は63点**で設定。
 - ◆技術提案の設定は、「通常技術提案※)」と「技術向上提案」の双方を設定することとし、**それぞれの提案数は1つを標準とする。**
 - ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、1テーマ2～3提案とする。
- ※)「通常技術提案」とは、S型で求める技術提案と同様のものをいう。

【技術提案評価型 (S I 型・WTO、技術提案2テーマ)】



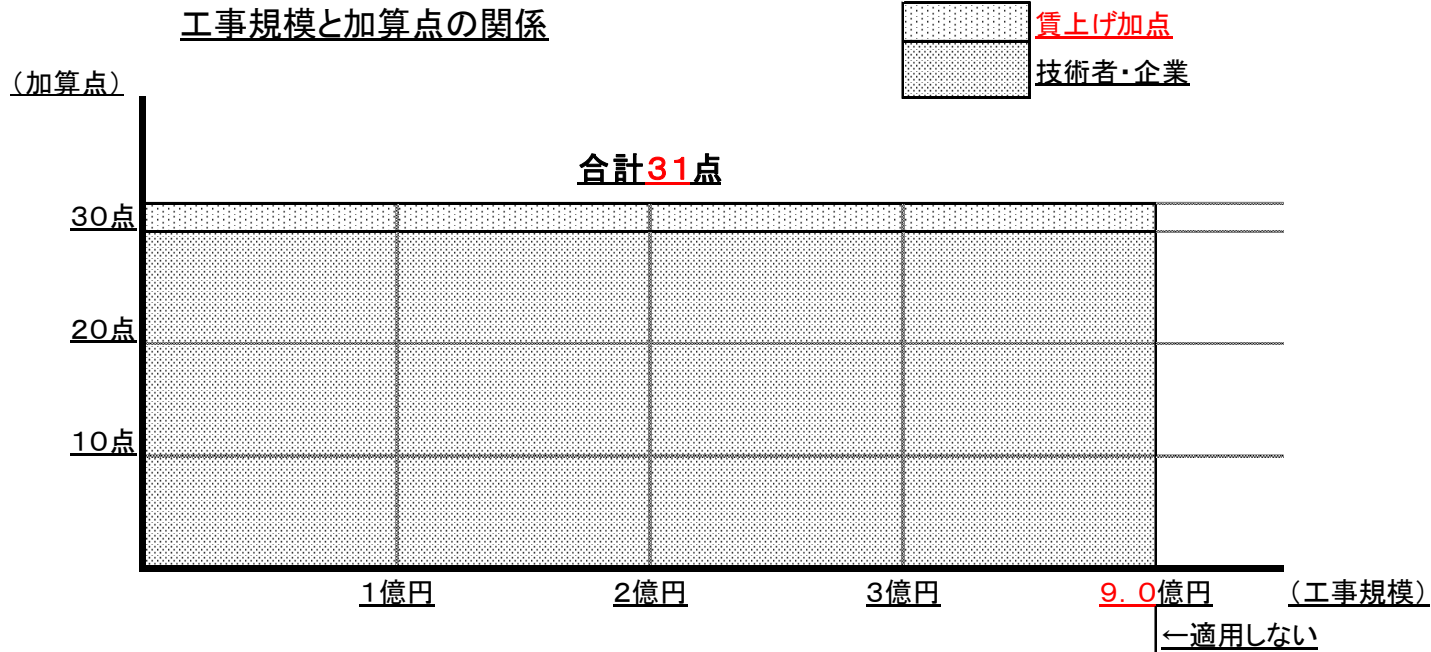
5) 施工能力評価型の加算点

※赤字はR8.4～更新

- ◆施工能力評価型は、**加算点合計を原則31点に設定。**
(設定割合は加算点換算で、技術者・企業評価で30点**及び賃上げ評価加算点1点とし、加算点合計31点**)
- ◆受注機会の拡大を図るため、**チャレンジ型を試行する。**

【施工能力評価型（I型・II型）】

加算点は原則**31点**
 ※原則点数化しない（I型）若しくは施工計画は求めない（II型）
 施工計画は**1項目のみ**。



※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和8年度・令和9年度)

2. 総合評価の方法

1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール) (1/3)

技術提案評価型(S型・WTO、2テーマ)

※赤字はR8.4～更新

各総合評価方式の配点ウェイトは原則下記のとおりであるが、工事内容に応じて評価項目が増減する。

<港湾空港工事のWTO対象工事>

令和8年度	WTO 技術提案評価型(S型・2テーマ)	加算点						
		技術提案			企業評価			加算点合計 A+B
		技術提案評価		加算点 A	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業に対する評価	賃上げの実施を表明した企 業に対する評価	加算点 B	
		特定評価項目1「 」	特定評価項目2「 」					
30	30	60	1	2 ※-3	3	63		

※加点を受けた企業が賃上げを未達成の場合、入札時の賃上げ加算点に1点を加えた減点

技術提案評価型(SI型・WTO、2テーマ)

各総合評価方式の配点ウェイトは原則下記のとおりであるが、工事内容に応じて評価項目が増減する。

<港湾空港工事のWTO対象工事>

令和8年度	WTO 技術提案評価型(SI型・2テーマ)	加算点						
		技術提案			企業評価			加算点合計 A+B
		通常技術提案評価	技術向上提案評価	加算点 A	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業に対する評価	賃上げの実施を表明した企 業に対する評価	加算点 B	
		特定評価項目1「 」	特定評価項目2「 」					
30	30	60	1	2 ※-3	3	63		

※加点を受けた企業が賃上げを未達成の場合、入札時の賃上げ加算点に1点を加えた減点

2) 技術者の評価の配点

技術者の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から配置予定技術者の同種工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行う。(満点50点(評価点)として評価する。)

技術者評価

評価の視点	評価項目	加算点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力		
	CPD(継続教育)※	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会及び建築設備士関係団体CPD協議会及び(社)土木学会のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上で評価。(CPD証明書類に記載された証明期間(5年間)の末日が、申請書の提出期限日から過去1年以内のものに限る)
	同種工事の施工経験	10	〇〇年度以降の施工経験(①より同種性の高い工事、②同種性の認められる工事)、発注機関(①国土交通省・他省庁・特殊法人等、②地方公共団体(港湾管理者含む)、③民間)、従事役職(①主任(監理)技術者または現場代理人、②担当技術者)で評価。(対象期間は過去15年度間)
	工事成績	30	過去6年度間に完成した当該工種(港湾空港関係5工種)の工事成績点(①地方整備局発注の平均工事成績点、②施工経験として提出した同種工事の北海道開発局、沖縄総合事務局及び四国内の県(市町村の発注を除く)発注の工事成績点)で評価。
	優良建設技術者表彰等	5	〇〇年度以降の優秀建設技術者表彰、優秀下請技術者表彰または、海事功労者(工事安全施工の功労)表彰の実績で評価。(対象期間は過去4年度間)

3) 企業の評価(基本企業評価)の配点

※赤字はR8.4～更新

企業の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から企業の同種工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種工事の施工実績等の評価を行う。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成る。「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。

基本企業評価

評価の視点		評価項目	加算点	備考
企業評価	基本企業評価	同種の施工実績	10	〇〇年度以降の施工実績として提出した同種工事(①より同種性の高い工事、②同種性の認められる工事)で評価。(対象期間は過去15年度間)
		工事成績	30	【港湾土木工事】四国地方整備局管内(港湾空港関係)の過去5年度間に完成した当該工種の平均工事成績点で評価。 【空港等土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事】四国地方整備局管内(港湾空港関係)の過去10年度間に完成した当該工種の平均工事成績点で評価。
		工事に係る優良工事表彰等	5	〇〇年度以降の表彰(①四国地方整備局管内の優良工事表彰(団体)、優秀貢献工事表彰(団体)、安全工事表彰(団体)、優良下請企業表彰、i-Construction大賞又はインフラDX大賞、②四国内の県(市町村の発注を除く)の発注工事に対する知事、土木部長、県土整備部長の表彰又は3R推進功労者等表彰)の実績で評価。(対象期間は過去2年度間)
		小計	45	
		地域精 通度 (災害 支援、 社会 性)	地理的条件(近隣実績)	5(4)
	災害支援による表彰等	5(4)	〇〇年度以降の災害支援による表彰、感謝状(①国交大臣、港湾局長、四国地方整備局長、事務所長等、②四国内の県(市町村を除く)、③市町村(港湾管理者を含む))の実績で評価。(対象期間は過去3年度間)	
	災害時における緊急復旧等の実績	5(4)	〇〇年度以降の災害により出動(①四国地方整備局、②四国内の県(市町村を除く)、③市町村)した実績で評価。(対象期間は過去3年度間)	
	地元企業(一次下請予定企業)の活用	- (4)	地元企業(一次下請予定企業)の〇〇年度以降の下請としての表彰の実績で評価。(対象期間は過去2年度間)	
	事故及び不誠実な行為等	-30~0	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)等により生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。	
	小計	-30~15(16)		

4) 企業の評価(その他の企業評価)の配点

その他の企業評価

評価の視点		評価項目	加算点	備考	
企業評価	その他企業評価	災害時等の対応	災害時の復旧支援体制の確保	5	【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事】四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無で評価。
		地理的条件	地域内での拠点(営業拠点)	5	本支店、営業所等の有無で評価。
		作業船	工事で使用する作業船の保有	4	工事で使用する作業船の保有形態で評価。
			新造船又は環境性能の高い作業船の使用	6	工事に使用する主作業船が新造船又は環境性能の高い作業船の場合に評価。(新造船使用の場合は、環境性能の高い作業船使用と重複評価は行わず、新造船使用のみで評価)
		地元作業船	地元企業の所有する作業船の活用	(5)	工事に使用する主作業船が地元企業の所有する作業船の場合に評価。(「地元作業船」評価を試行する場合は「作業船」評価を適用しない)
		地元企業参加JV	地元企業の特典JV参加	5	特定JVで地元企業が構成員として参加する場合に評価。
		ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	5	「①3次元起工測量」「②3次元数量計算」「③ICTを活用した施工」「④3次元出来形管理」「⑤3次元データの納品」を全面的にICTを活用する受注者希望型の場合に適用。
		技能者等の活用	品質確保に有益な資格	5	当該工事の品質確保に有益な資格(海上工事施工管理技術者(I~III類)、海洋・港湾構造物設計士、空港工事施工管理技術者)を有する主任(監理)技術者等を配置する場合に評価。
			登録海上起重基幹技能者の配置	5	登録海上起重基幹技能者を配置する場合に評価。
			建設マスター等の配置	5	建設マスター等を配置する場合に評価。(職種:しゅんせつ工、潜水士)
特別港湾潜水技士の配置	5		原則3名以上の潜水士による作業が見込まれる捨石均し、ブロック据付等の工種が含まれる場合に評価。		
WLB評価	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	発注方式による	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業で認定を受けている場合に評価。(B等級以下の工事は、配点1~1.5点で評価)		

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、**評価項目毎に評価点を与える。**(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

5) 施工体制評価後の加算点

施工体制の評価(S型・施工能力評価型:共通)

施工体制確認型は、原則全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の确实性」について評価を行う。
(満点30点)

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の确实性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案のみ)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点 = 企業・技術者評価加算点 +
{開札時の技術提案加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)}

6) 総合評価の方法(落札者の決定方法)

落札者の決定方法(S型・施工能力評価型:共通)

1. 入札価格が予定価格以下であること。
2. 1の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格(単位:億円)}$$

標準点:要求要件を満足する技術資料を提出した者に100点の標準点を与える

加算点:技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える

施工体制評価点:品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価された
施工体制評価点を与える

予定価格以内で評価値の最も高い者を落札者とする。

3. 総合評価における取り組み (働き方改革)

1)ワーク・ライフ・バランスの取組企業に対する評価

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する。

※令和7年10月1日より、全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)に適用を拡大

評価項目	評価基準	配点
ワークライフバランス等を推進する企業の評価	次に示すいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 	A等級:2~3点 B等級:1~1.5点 WTO案件:1点



4. 総合評価における取り組み (担い手育成・確保)

1) 賃上げを実施する企業に対する評価

※赤字はR8.4～更新

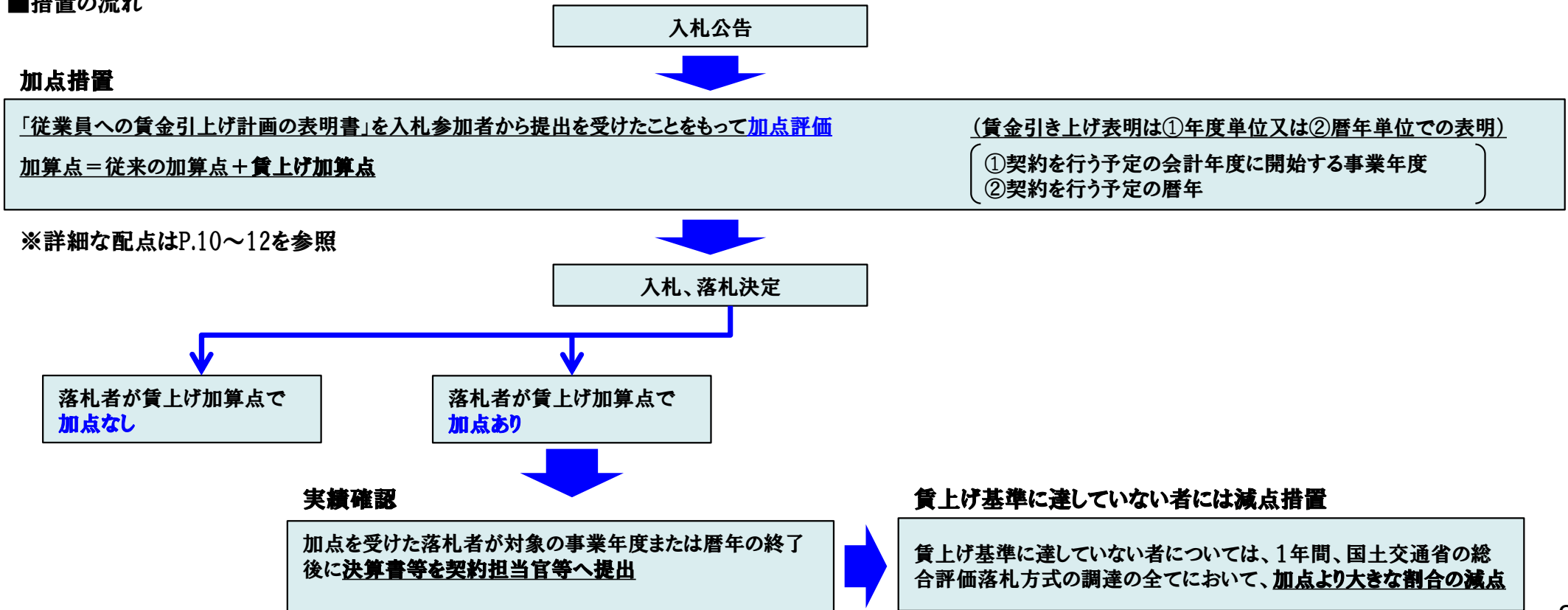
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。

■適用対象:令和8年4月1日以降に公告を行う、総合評価落札方式によるすべての工事。

■加点評価:事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は3%以上。

■実績確認等:加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国土交通省の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



2) 総合評価落札方式 技術提案評価型(SI型)(試行)(1/2)

※R8.4～新規

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)ことを前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体の想定事例>

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
・港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
- ②より安全性の高い工法の採用
・潜水作業時の安全性の向上
- ③脱炭素化推進に係る資材の採用 等

2) 総合評価落札方式 技術提案評価型(SI型)(試行)(2/2)

※R8.4～新規

- 現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、発注者が設計図書で示す仕様の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正(令和6年6月)され、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型))を試行。(⇒令和7年10月の公告案件より)

観点	S型(現行)	SI型(試行)
対象工事	発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事とし、港湾及び海岸工事におけるWTO案件を対象とする。
技術提案内容	施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める(従来テーマ)	従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、更なる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ設定例) ・導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用(港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法等) ・より安全性の高い工法の採用(潜水作業時の安全性の向上) ・脱炭素化推進に係る資材の採用 ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準
落札者の決定方法	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高い者が落札者となる。	
技術評価点の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数
予定価格の設定方法	発注者が示した仕様に基づいて設定	発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定。
技術提案の履行義務	履行義務あり	<ul style="list-style-type: none"> ・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる
発注手続き期間	非WTO:合計1.5ヶ月～2ヶ月程度 WTO:合計2.5ヶ月～3ヶ月程度(段階選抜なしの場合)	工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する。

3) 施工実績の緩和(競争参加資格要件の設定)(試行)(1/2)

※R8.4～新規

発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年度間の施工実績等の要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和等の要望が業界団体から上がっている。

受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図ることとする。

- ◆対象工事は、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。
ただし、浚渫工事等他工事において地域の実情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用しても良いこととする。

【現状の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○) ○○年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・○○○○○○○○○○

.....

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

(○) ○○年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、その施工経験が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・○○○○○○○○○○

【緩和後の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○) ~~○○年4月1日以降に~~、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・○○○○○○○○○○

.....

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

(○) ~~○○年4月1日以降に~~、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、その施工経験が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・○○○○○○○○○○

3) 施工実績の緩和(競争参加資格要件の設定)(試行)(2/2)

※R8.4～新規

【現状の評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	〇〇年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10点
		同種性の認められる工事の実績	0点
技術者の能力等	〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験	国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	10点
		地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	6点
		民間の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	8点
		地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	4点
		民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	2点
		上記以外	0点



【緩和後の評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	〇〇年度以降の同種工事の施工実績	(過去15年度間)同種性の認められる工事の実績あり	10点
		(過去15年度間以前)同種性の認められる工事の実績あり	0点
技術者の能力等	〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験	(過去15年度間)国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	10点
		(過去15年度間)地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	6点
		(過去15年度間)民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		(過去15年度間以前)国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		(過去15年度間以前)地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	2点
		(過去15年度間以前)民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	1点
		上記以外	0点

◆競争参加資格の同種工事の施工実績において「過去〇〇年度間」という縛りをなくす代わりに、評価の対象とする。

4) 地元企業活用評価(試行)

※R8.4～新規

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する地元企業(一次下請予定企業)の下請としての表彰実績を評価する。

- ・評価項目: 地元企業(一次下請予定企業)の下請としての表彰実績
- ・総合評価のタイプ: 技術提案評価(S型)(ただし、WTO案件及びチャレンジ型を除く)
- ・対象工事: A等級
- ・工種区分: 港湾空港関係5工種

(配点例)

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	地元企業(一次下請予定企業)の過去○年度間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり	4点
		下請表彰実績なし	0点

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

5) 工事で使用する作業船の評価

① 評価の概要

・工事で使用する主作業船について、「保有状況」「新造船」「環境性能」に関する評価を実施する。

■対象工事:WTO案件及びチャレンジ型を除く、主作業船を使用する全ての海上工事（地元作業船評価試行対象工事には適用しない）

② 新造船の定義

・新造船とは、平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした船舶をいう。

・自ら新造とは、参加申請者が新造時に出资し、申請書の提出期限までに建造が完了していることをいう。

③ 新造船評価の内容

・新造船に係る出資比率に応じて加点評価を行う。

・新造船使用の場合は、環境性能の高い作業船使用と重複評価は行わず、新造船使用のみで評価する。

・詳細な評価方法は以下のとおり。

評価項目	評価基準	配点	
使用する作業船の保有	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している	4点	
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共有保有している申請者の持ち分(出資)比率に応じて加点する	75%以上100%未満	3点
		50%以上75%未満	2点
		25%以上50%未満	1点
上記以外		0点	
新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無	新造船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした主作業船の新造のみに関わる申請者の出資比率に応じて加点する	50%以上	6点
		20%以上50%未満	5点
		20%未満	4点
	環境性能の高い作業船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船に設置している窒素酸化物の放出基準の対象となる原動機のすべてが、環境基準を満たしている	4点	
	上記以外	0点	

6) 地元作業船評価(試行)

※赤字はR8.4～拡充

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する。

工事の主要工種において、当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に加点評価を実施する。

- ・評価項目:工事に使用する主作業船のうち、地元企業が所有する作業船を使用した場合に評価
- ・総合評価のタイプ:技術提案評価型(S型)(ただし、WTO案件及びチャレンジ型を除く)、
施工能力評価型(I型)
- ・対象工事:作業船を使用するA等級
- ・対象作業船:ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、起重機船、リクレーマ船、ケーソン製作用台船等、14船種
(港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている主作業船)

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	工事に使用する主作業船団のうち、地元企業が所有する作業船を使用する	5点
	上記以外	0点

- ・「地元作業船の活用」の評価は、5点を満点とし、当該港の所在する県内に本店を有する企業の作業船を活用する場合のみ加点の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。

ただし、作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上あれば良い。また、複数の地元作業船を使用して主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も、地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

7) 地元企業参加JV評価型(試行)

地元中小企業の受注機会の確保及び地域に精通した地元中小企業が特定建設工事共同企業体(特定JV)の構成員に加わることで地元調整等円滑な事業実施が図られることを目的に評価を行う。

- ・対象工事:A等級
- ・工種区分:港湾土木工事
- ・発注規模:5億円以上(ただし、WTO案件を除く)

(配点例)

評価項目	評価基準	配点
地元企業参加JV	特定JVで地元企業が構成員として参加 (代表者:四国管内に建設業法に基づく本社(本店)、支店または営業所を有するA等級の事業者) (構成員:●●県内に建設業法に基づく本社(本店)を有するA等級又はB等級の事業者)	5点
	単体で参加 (四国管内に建設業法に基づく本社(本店)、支店または営業所を有するA等級の事業者)	0点

8) 海上工事施工管理技術者の評価細分化

■目的

海上工事施工管理技術者について、海上工事の主たる工種の資格分類毎（Ⅰ～Ⅲ類）で試験が実施されており、工種毎の専門性の向上を図るため、資格分類毎に評価を行う。

■実施概要

海上工事施工管理技術者は、海上工事の主たる工種毎に Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物に分けて設定し、総合評価で評価する。

Ⅰ類：浚渫

海上工事（大工種）	Ⅰ類の対象工種	主要作業船
浚渫工（航路・泊地）	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工（航路・泊地）	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

Ⅱ類：コンクリート構造物

海上工事（大工種）	Ⅱ類の対象工種	主要作業船	
基礎工	基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船	
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工（海上施工）	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船（据付）、ガット船
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船
		場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	場所打式	水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		プレバックドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	捨石・捨ブロック式	本体捨石工	ガット船、クレーン付台船
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船
	沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
上部工	上部コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
海上地盤改良工 （コンクリート構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーバードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船（据付）
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
構造物撤去工	基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
	本体工撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事	Ⅰ類・Ⅲ類へ分類ができない工事。		

Ⅲ類：鋼構造物

海上工事（大工種）	Ⅲ類の対象工種	主要作業船	
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工 （鋼構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーバードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工	鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船	
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	

9) 登録海上起重基幹技能者の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「登録海上起重基幹技能者」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTO案件を除く)・施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事へ適用する。

■対象資格

・登録海上起重基幹技能者

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
登録海上起重基幹技能者の活用	基幹技能者を配置する	5点
	配置しない	0点

【 港湾工事における適用例 】

配置を求める工種
浚渫工・揚土工
ケーソン・ブロック等据付
海上地盤改良工
上部工(海上施工)

※主要工種を対象とし詳細は、個別工事の入札説明書参照。

■評価対象者

①及び②を満足する「登録海上起重基幹技能者」の配置がある場合に、加算点付与の対象とする。

①「登録海上起重基幹技能者」は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「基幹技能者の活用」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の主作業船が稼働する期間の全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「**建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)**」又は「**建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)**」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTO案件を除く)・施工能力評価型」における「港湾等しゅんせつ工事」、「港湾土木工事(潜水作業がある場合)」へ適用する。

■対象技能職種

- ・しゅんせつ工
- ・潜水土 (チャレンジ型は、対象外)

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
建設マスター等の活用	建設マスターを配置する	5点
	建設ジュニアマスターを配置する	3点
	配置しない	0点



■評価対象者

- ①及び②を満足する「建設マスター」又は「建設ジュニアマスター」の配置がある場合、加算点付与の対象とする。
 - ①「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」は、元請又は下請企業(専門工事業業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。
 - ※「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する技能者とする。
 - ※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。
 - ②浚渫(床掘含む)工の施工期間又は該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。
 - ※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

1.1) 特別港湾潜水技士の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「特別港湾潜水技士」を現場従事者(潜水作業管理者)として配置する場合には加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

チャレンジ型を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」において、原則3名以上の潜水士による作業が見込まれる捨石均し、ブロック等の据付等の工種が含まれる工事を対象とする。

■対象資格

- ・特別港湾潜水技士

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
特別港湾潜水技士の配置	特別港湾潜水技士を配置する	5点
	配置しない	0点

■評価対象者

①及び②を満足する「特別港湾潜水技士」の配置がある場合、加算点付与の対象とする。

①「特別港湾潜水技士」は、元請又は下請企業と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「特別港湾潜水技士の活用」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する元請又は下請の技能者とする。

※「特別港湾潜水技士」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

12) チャレンジ型(試行)

直轄工事实績や県工事实績がなく(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、技術提案評価型(S型)(WTO案件は除く)及び施工能力評価型において、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績等のみで評価を行うチャレンジ型の試行を実施する。

【実施内容】

○競争参加者が少ないことが想定される港湾土木工事等で適用予定。

【施工能力評価型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5点
	同種工事の施工経験	10点
	工事成績	30点
	優秀建設技術者表彰等	5点
基本企業評価	同種工事の施工実績	10点
	工事成績	30点
	工事に係る表彰	5点
	近隣地域での施工実績	5点
	災害支援に係る表彰等	5点
	災害により出動した実績	5点
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	15点
	同種工事の施工経験	55点
	工事成績	—
	優秀建設技術者表彰等	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	40点
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域での施工実績	—
	災害支援に係る表彰等	—
	災害により出動した実績	—
その他企業評価		適宜

13) 自治体実績評価(チャレンジ型併用)(試行)

- ・近年、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、配置予定技術者の評価について、直轄発注工事と地方公共団体発注工事の施工経験を同等に扱う取り組みを試行する。
- ・原則として自治体実績評価ではチャレンジ型を併用することとし、企業及び技術者の工事成績点及び表彰を評価対象外とすることで、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会の拡大を促進する。
- ・対象工事は、港湾土木工事(B等級以下)とする。

■評価項目の比較表

評価項目		自治体実績評価(チャレンジ型併用)
技術者評価	継続教育(CPD)	評価対象
	施工経験	「直轄の実績」と「地方公共団体の実績」を同等に評価
	工事成績点	評価対象外
	表彰	評価対象外
企業評価	施工実績	評価対象
	工事成績点	評価対象外
	表彰	評価対象外

■配置予定技術者の施工経験の評価基準

評価項目	評価基準	配点
〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験 (JVは出資比率20%以上)	国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	55点
	民間の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり	22点
	国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	44点
	民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり	11点
	上記以外	0点

14) WTO案件の構成員に係る客観点数の引き下げ

WTO案件における参加要件の緩和

中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る客観点数について、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる工事について、客観点数の引き下げを実施する。

工種区分	客観点数		
	特定JV代表者	特定JV代表者以外	
			引き下げ
空港等土木工事	1,250点以上	1,000点以上	200点
港湾土木工事	1,150点以上	850点以上	300点
港湾等しゅんせつ工事	950点以上	750点以上	200点

15) 主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施

建設業における持続的な担い手の確保に向けて、主任(監理)技術者や現場代理人としての施工経験を有さない技術者(主任(監理)技術者等未経験者)に対して育成機会の創出を図るとともに、施工経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。
主任(監理)技術者等未経験者と技術指導者を配置した場合には技術指導者を総合評価の評価対象とすることにより、育成機会の創出に寄与するものとする。

	主任(監理)技術者未経験者育成型工事
対象	・主任(監理)技術者や現場代理人未経験の配置予定主任(監理)技術者
総合評価	・技術指導者の実績で評価
技術指導者の専任・非専任	・非専任:工事難易度Ⅰ～Ⅲかつ非WTO案件 ※非専任であれば最大3件まで掛け持ち可 ・専任:工事難易度Ⅳ～ⅥまたはWTO案件
活用回数	・配置予定技術者が競争参加資格に定める同種工事の実績を有している場合、技術指導者の実績での競争参加は不可

【技術者の要件】

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。*
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。*

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②主任(監理)技術者等未経験者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。

16) 主任(監理)技術者の配置変更(試行)

港湾空港関係工事における技術者不足や担い手育成・確保に向けた取組の一環として、主任技術者又は監理技術者の途中交代に関する要件を、出産、育児、介護に伴う場合に限り一部緩和する。

WTO案件の場合

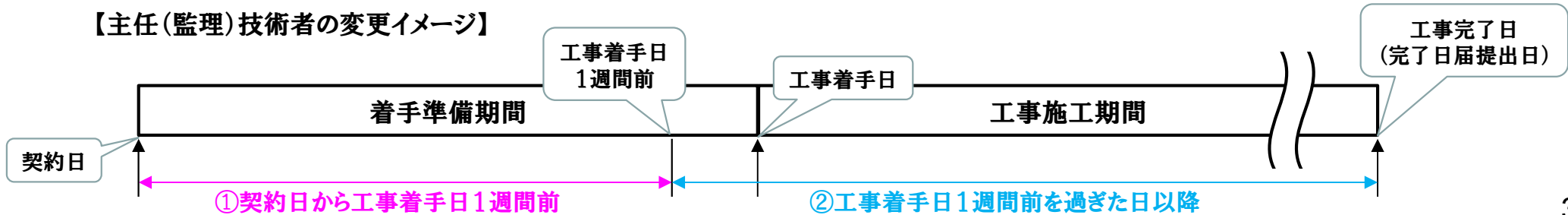
期間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等 ・1)から3)に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 <ol style="list-style-type: none"> 1)受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 2)工場から現地へ工事の現場が移行する場合 3)工事工程上技術者の交代が合理的な場合
変更要件	主任(監理)技術者に求める競争参加要件を満たしていること。(同種工事要件等)	

WTO案件以外の場合(要件緩和)

期間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、傷病、退職等 ・1)から3)に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 <ol style="list-style-type: none"> 1)受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 2)工場から現地へ工事の現場が移行する場合 3)工事工程上技術者の交代が合理的な場合 ・出産、育児、介護 ※工事期間中は他工事への配置は不可
変更要件	主任(監理)技術者に求める競争参加要件を満たしていること。(同種工事要件等)	
	変更前の技術者と同等の技術者※が確保されること。	変更前の技術者の「技術者の能力等」の評価合計点の50%以上が確保されること。

※総合評価落札方式における「技術者の能力等」の評価点

【主任(監理)技術者の変更イメージ】



17) 任意着手制度(試行)

目的

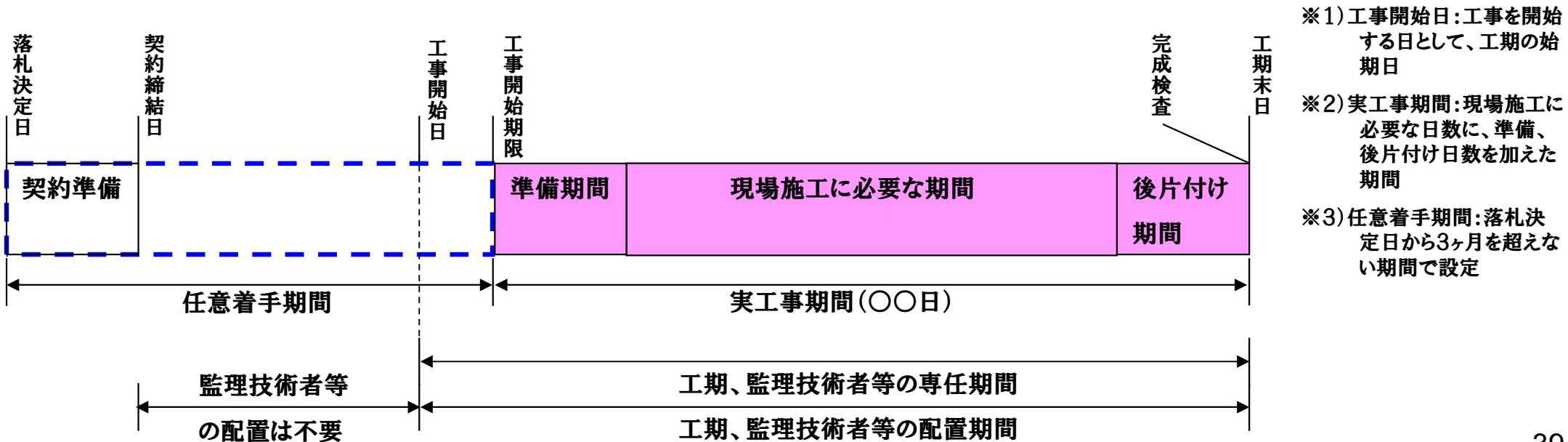
地方整備局(港湾空港関係)が発注する工事において、入札不調・不落の発生抑制や、工事施工業者の受注時期の偏りによる労働者、資機材等の集中を緩和するため、受注者が手持ち工事量を勘案しながら工事開始時期を選択できる任意着手制度の活用を図る。

概要

任意着手制度は、発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、開始した日から工期末日までに完成させるものである。なお、契約締結日から工事開始日までの期間は、建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。また、監理技術者等の配置は不要とし、資材の搬入、仮設物の設置、現場詰め所の設置等を行ってはならない。

考え方

- 1) 工期は、受注者が届け出た工事開始日(※1)から工期末日までとする。
- 2) 工期末日は、実工事期間(※2)と任意着手期間(※3)を加えた期間で設定する。
- 3) 契約締結日は、工事開始日を届け出た日とし、落札決定日の翌日から7営業日以内とする。
- 4) 工事開始日は、契約締結日から任意着手期間内で設定する。



18) 監理技術者の専任義務の緩和(特例監理技術者制度)

【目的】

- ・現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。
- ・元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する制度を創設し、監理技術者の専任義務の緩和を行う。

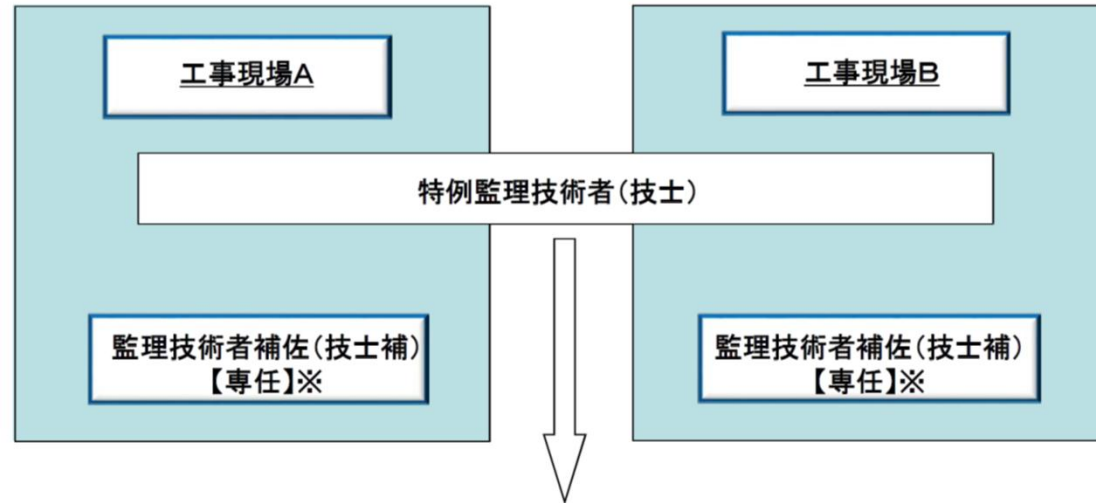
建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置を認める工事(四国地方整備局(港湾空港関係))

- ・分任支出負担行為担当官工事で、工事の技術的難易度がⅡ以下のもの。
 - ・兼務する工事数は2件まで。
 - ・当工事と兼務する工事の移動距離が概ね2時間以内のもの。
(島嶼部は除く。)
- ※兼務可能エリアについては、入札説明書参照

なお、特例監理技術者の配置を認める工事においては、下記の事項は適用対象外とする。

- ・一括審査対象工事における同一申請の工事。

※兼務を希望する場合は、入札説明書の記載事項(要件等)を確認の上、競争参加申請時並びに落札決定後に関係書類の提出を行うこと。また、既契約工事で兼務を希望する場合は、監督職員と協議を行うこと。



特例監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐は一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行)を有する者又は一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者。

19) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行) (1/2)

[経緯]

将来の公共工事の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、施工経験を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、次頁の「産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行) (2/2)」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

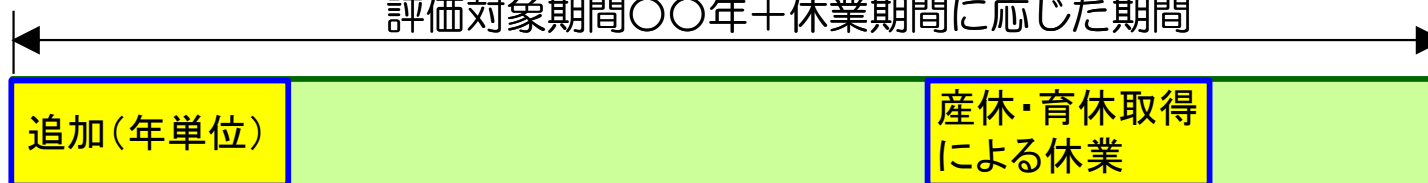
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

19) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行) (2/2)

ケース及び対応方法	(参考)取得状況に応じた実績及び表彰対象期間イメージ	
	延長期間	実績及び表彰を求める期間 (単年度)(単年度)(単年度)(単年度)(単年度)
<p>(注)表中の休業とは、育児休業及び産前産後休業を示す。</p> <p>単年度内に連続6週間以上の休業を取得した場合。 ①単年度内の休業期間が連続6週間以上の場合、実績期間を延長。(単年度内の休業期間が連続6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。</p>	<p>1年</p> <p>2年</p>	<p>(単年度内の休業期間が連続6週間以上)→1年延長 (連続6週間以上)</p> <p>(連続6週間以上)(連続6週間以上)(連続6週間未満)</p>
<p>単年度内に6週間未満の休業を複数回取得した場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上であれば、実績期間を1年延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。</p>	<p>1年</p> <p>2年</p>	<p>(単年度内合計休業期間=6週間以上)</p> <p>(単年度内合計休業期間=6週間未満)</p>
<p>連続した休業が1年を超える場合。 ①単年度内休業期間が連続6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内休業が6週間未満は延長しない)</p>	<p>2年</p> <p>2年</p>	<p>(単年度内の休業期間が6週間以上)→1年延長 (連続1年)→1年延長</p> <p>(連続6週間未満)→延長しない (連続6週間以上)→1年延長</p> <p>(連続1年超)(6週間以上)→1年延長</p> <p>(6週間以上)→1年延長</p>
<p>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在しない場合。 ①年度をまたぐ休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、またぎ方に関わらず年度をまたぐ回数で実績期間を延長。(年度をまたぐ休業期間が連続6週間未満は延長しない)</p>	<p>1年</p>	<p>(連続6週間以上1年以下) (連続6週間未満)→延長しない</p> <p>→1年延長 →延長しない</p>
<p>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在する場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)</p>	<p>2年</p>	<p>(単年度内の合計休業期間が6週間以上)→1年延長</p> <p>(1)+(2)=(6週間以上)→1年延長</p> <p>(1) (2)</p> <p>(6週間以上)→1年延長</p>
<p>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年以下の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間で、実績対象期間内の休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、実績期間を1年延長。(実績対象期間内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)</p>	<p>1年</p>	<p>(実績対象期間内=連続6週間未満)→延長しない</p> <p>(実績対象期間内=連続6週間以上1年以下)→1年延長</p>
<p>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年超の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間が、実績対象期間内で連続1年超であれば、実績対象期間内の単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で実績期間を延長。</p>	<p>2年</p> <p>1年</p>	<p>(実績対象期間内連続1年超)(連続6週間以上)→1年延長</p> <p>(実績対象期間内連続1年超)(連続6週間未満)→延長しない</p>

工事・業務(共通)

対象となる休業

- ・産前産後休業
労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業
- ・育児休業
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業

延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- ・技術者の業務実績を求める期間(業務)
- ・技術者の表彰対象期間(工事・業務)

休業取得状況に応じた延長期間

・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得状況に応じた延長期間を確認してください。

実績期間を延長する場合

- ・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出してください。

特殊工種・中小企業発注工事等における技術者の要件緩和

特殊工種（地盤改良等）及び中小企業発注工事等において、技術者不足が顕著な場合は、同種実績の要件を緩和（技術者の実績に合わせた数量設定、場合によっては数量を設定しない）する場合がある。

(甲型) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員(技術者) 要件緩和

中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、代表者以外の構成員の技術者要件について緩和（同種実績を求めない）する。

【対象】 原則として、(甲型) 特定建設工事共同企業体が対象となる全工事。

[H30年度より適用]

JV構成企業	参加資格要件
代表者以外の構成員	資格, 雇用関係

※「甲型」とは、共同施工方式のことであり、1工事について予め定めた出資費率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式である。

5. 総合評価における取り組み (生産性向上)

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す取り組みとして、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づくICT活用工事を実施する。受注者希望型については、加算点を付与する取り組みを実施する。

■ICT活用工事の実施【受注者希望型】(ICT基礎工、ICTブロック据付工)

- ・総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。
- ・工事成績評価において、ICT活用工事の実施について評価する。
- ・施工者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、必要な経費を計上する。

■対象工事:B等級以下

評価項目	評価基準	配点
ICT活用工事【基礎工】 (ICT活用工事計画書)	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形管理」、「⑤3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5点
	上記以外	0点
ICT活用工事【ブロック据付工】 (ICT活用工事計画書)	「①ICTを活用した施工」、「②3次元出来形管理」、「③3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5点
	上記以外	0点

2) 段階選抜方式の活用

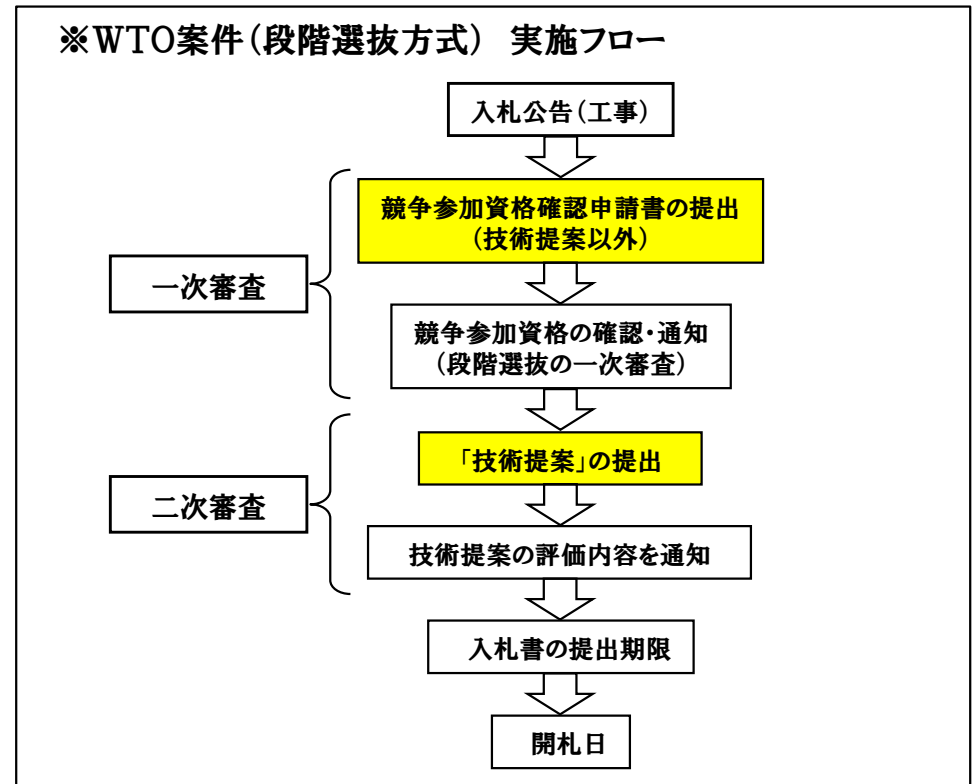
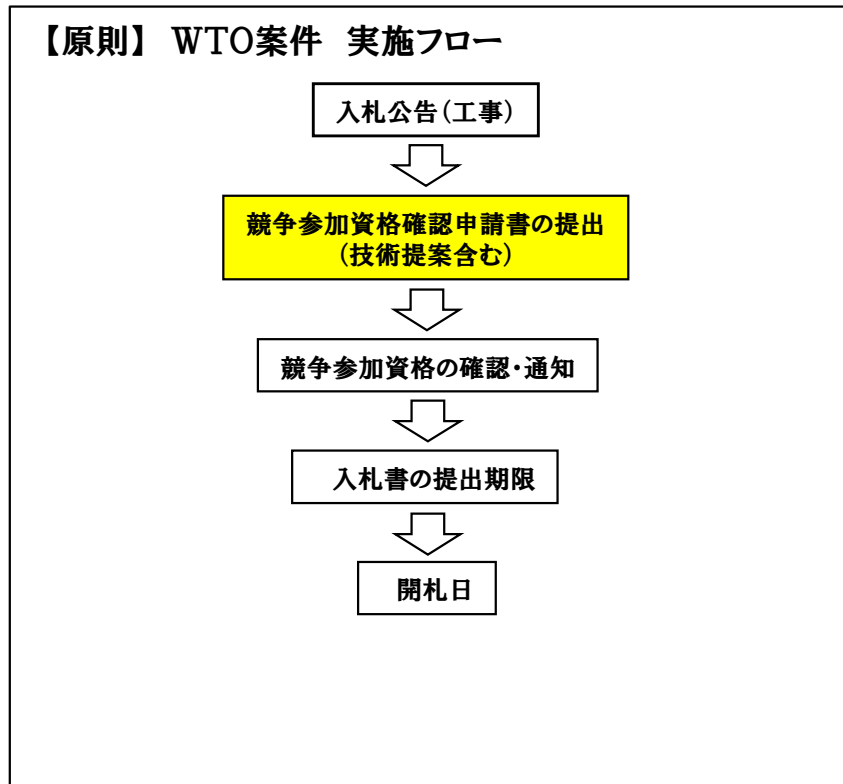
◆技術提案評価型を適用するWTO案件のうち、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることを見込まれる工事においては、段階選抜方式を活用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることとする。

<一次審査>

企業及び配置予定技術者の評価項目における審査評価点の合計の上位5者までを選抜する。
ただし、5者目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。

<二次審査>

一次審査で選抜された者より技術提案を受け付け、技術提案と施工体制と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

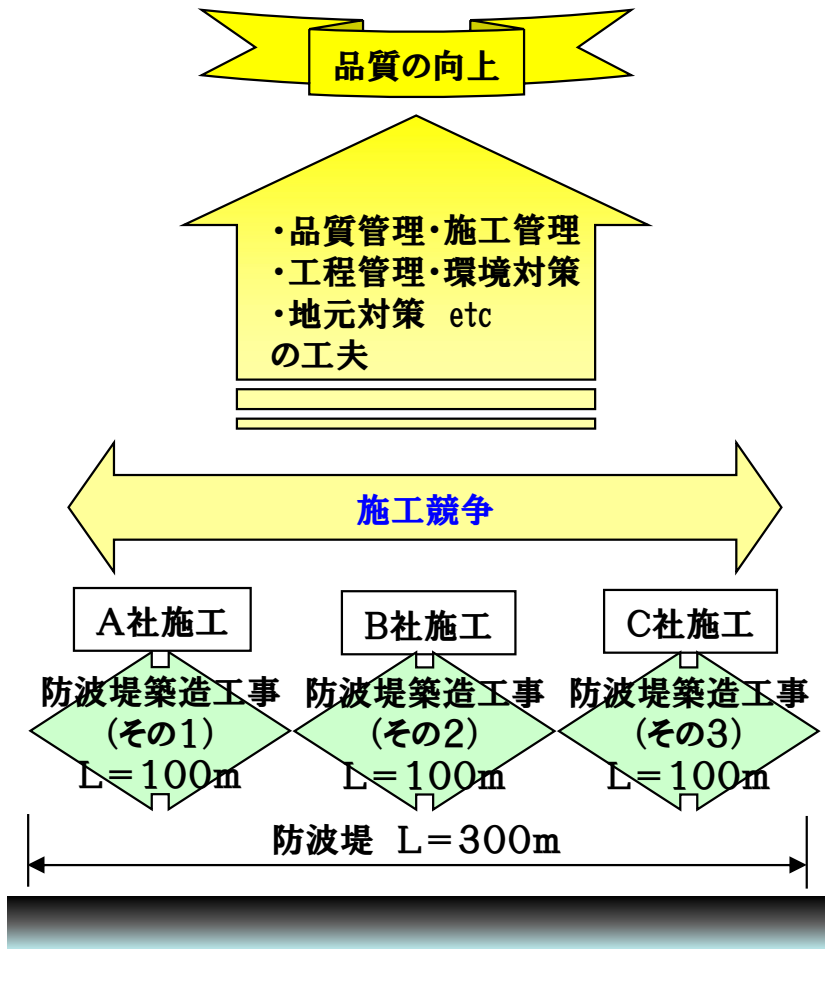


3) 一括審査方式の活用

【一括審査方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策等、様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることができる。

◆隣接する同種・同規模工事



◆手続きイメージ

- ・防波堤築造工事(その1)
- ・防波堤築造工事(その2)
- ・防波堤築造工事(その3)

※同一の参加資格要件・評価項目・技術提案テーマを設定する。

発注者

一括審査

※3工事について同一内容の技術資料で企業・技術者評価、技術提案評価を一括で審査する。

参加申請

競争参加業者

※同一内容の申請書(技術提案含む)で3工事への申請
配置予定技術者については1人で申請

落札イメージ

・防波堤築造工事(その1) A社(落札)
B社
C社
D社

A社落札のため除外

・防波堤築造工事(その2) ~~A社~~
B社(落札)
C社
D社

B社落札のため除外

・防波堤築造工事(その3) ~~A社~~
~~B社~~
C社(落札)
D社

6. 総合評価項目の留意点

1) 配置予定技術者の申請人数の変更

①目的

配置予定技術者（主任（監理）技術者）を複数名申請から1名申請とし、契約後一定期間内での変更を認めることにより、申請書類の削減や申請手続きの簡素化を図る。

②競争参加申請時における配置予定技術者

従来、配置予定技術者の複数申請を可としていたが、**1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。**

③変更申請受け付け期間

契約日から工事着手日1週間前までに、⑤の書類により申請する。

※ 工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。（港湾工事共通仕様書より）

※ 工事着手日が主任（監理）技術者の専任を要する期間の始期であることから、変更主任（監理）技術者が申請時の配置予定技術者と同等であることを確認する期間として、1週間前を期限とする。

④変更主任（監理）技術者に必要な条件

変更前の主任（監理）技術者と同等の技術力が変更後の主任（監理）技術者1名にて確保されること。

※ 「同等の技術力」とは、以下の「⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類」の発注者による確認結果が、競争参加申請時の資格要件を満足していることに加え、評価点合計が同等であること。

なお、評価点合計が変更前よりも高い場合は、変更前と同等として扱う。

⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類

変更後の主任（監理）技術者が当初主任（監理）技術者と同等と判断するための、以下の書類を提出する。

- ・ 変更後の主任（監理）技術者の参加資格、施工経験、表彰などが評価・確認できる資料。
- ・ 受注会社との一定の雇用期間（競争参加資格確認資料等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用）が確認できる資料。

⑥変更が認められなかった場合の措置

発注者側での確認の結果、変更後の主任（監理）技術者が同等と認められなかった場合は、競争参加申請時の配置予定技術者を配置するものとし、配置出来ない場合は契約を取り消す。

⑦工事着手日1週間前以降の主任（監理）技術者変更

死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置技術者（技術指導者を含む）の変更は認められない。

- ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合

2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間

平成30年度から、配置予定技術者(技術指導者含む)の「同種工事」、「同種性の認められる工事」、「より同種性の高い工事」の実績として必要な従事期間を定める。

実績として必要となる従事期間(技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合)

参加資格要件【同種工事】

・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種に従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

評価項目【「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」】

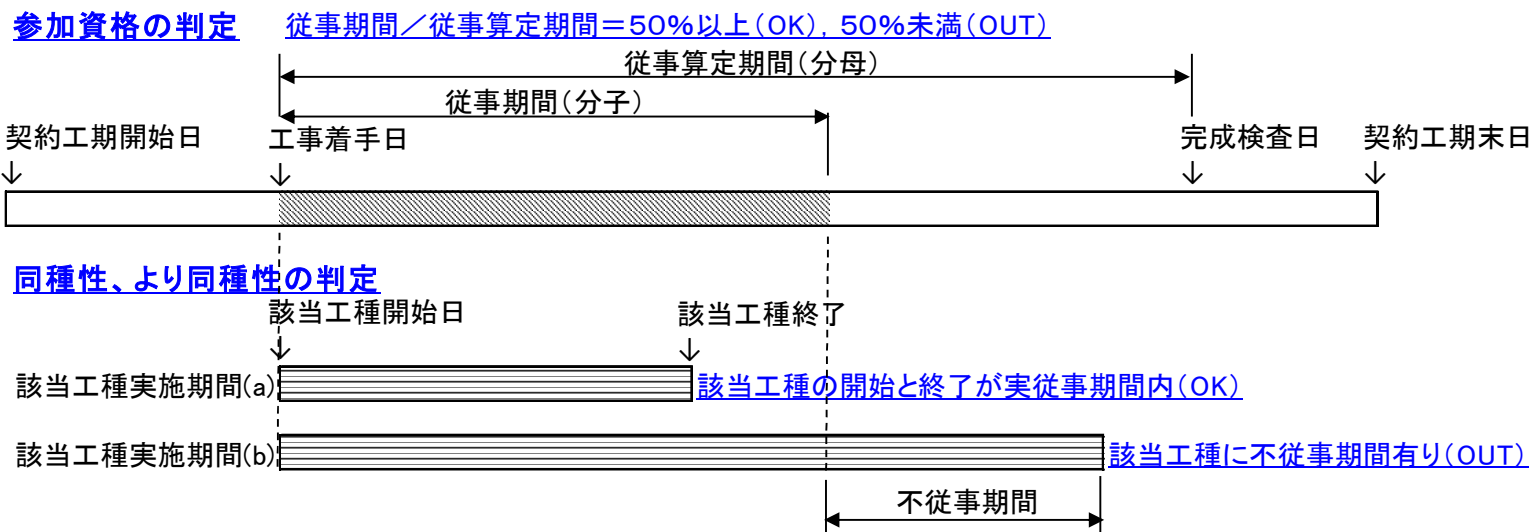
・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種の従事期間が100%従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

① 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

(注)「工事現場への専任を要しない期間」については、上記①②のいずれの場合も発注者と建設業者の間で取り交わした書面により、その期間が明確に確認できる設計図書もしくは打合せ記録等の資料を添付すること。添付が無い場合は、契約工期を基本に従事期間を判定するものとする。(技術者の従事期間と契約工期が一致する場合は不要)

※工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。)の初日をいう。(港湾工事共通仕様書より)



3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間

・技術者の過去の工事成績の活用を図り、特定の技術者への偏りを解消するため、配置予定技術者評価の工事成績評価期間について、過去6年度間の評価としている。

令和元年度～

当該工種等の工事成績点 ① 地方整備局における平均工事成績点 ② 北海道開発局、沖縄総合事務局発注の施工実績評価 ③ 四国四県発注の施工実績評価	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均80点以上 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が80点以上	30	30
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 }	
	③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点以上	10	
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均65点以下又は工事成績なし、 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が65点以下又は工事成績なし、 ③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点未満又は工事成績なし	0	

4) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価) (1/2)

作業船評価について、保有状況、新造船使用又は環境性能の確認について競争参加資格確認申請時は申請様式のみ提出とし、契約後に監督職員が保有状況、新造船使用又は環境性能の確認を行うことで、入札契約手続きの負担軽減を行っている。

■対象工事(総合評価タイプ)

WTO及びチャレンジ型を除く、主作業船を使用する全ての海上工事
(ただし、地元作業船評価試行対象工事には適用しない)

入札・契約手続き時は、申請様式(使用有無及び保有形態に「○(マル)」を記載、共同保有の場合は持ち分比率、新造の場合は新造への出資比率を記載)のみ提出とし、契約後に監督職員が保有状況、新造及び環境性能の確認を実施。

工事に使用する作業船の申請

工事名： ○○○○工事 又は ①○○工事、②○○工事及び③○○工事

会社名： _____

1. 作業船の保有	作業船の保有形態	・ 自社保有 ・ 共有(○○%) ・ その他
2. 新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無	新造船	・ 有(出資率：○○%) ・ 無
	環境性能の高い作業船	・ 有 ・ 無

1. 作業船の保有

※1) 共有(共同保有)の場合は、持ち分(出資)比率を記載のこと。

※2) その他とは借上、リース(ファイナンスリース除く)、下請保有を指す。

※3) 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「保有形態」の確認を実施するため、契約後に「様式-11契約後」を提出すること。

※4) 新造船使用及び環境性能の高い作業船使用が無に該当する場合でも、保有形態がその他以外に該当する場合は、申請欄の自社保有又は共有に記載のこと。

2. 新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無

新造船使用

※1) 平成22年7月以降に自ら新造した作業船(新造船)を使用する場合は、申請欄の有に「○」を記入すること。

※2) 新造のみに関わる出資率を申請欄に記入すること。

※3) 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「新造への出資比率」、「建造後の期間」、「環境性能」の確認を実施するため、契約後に「様式-11契約後」を提出すること。

環境性能の高い作業船

※1) 環境性能の高い作業船を使用する場合は、申請欄の有に「○」を記入すること。

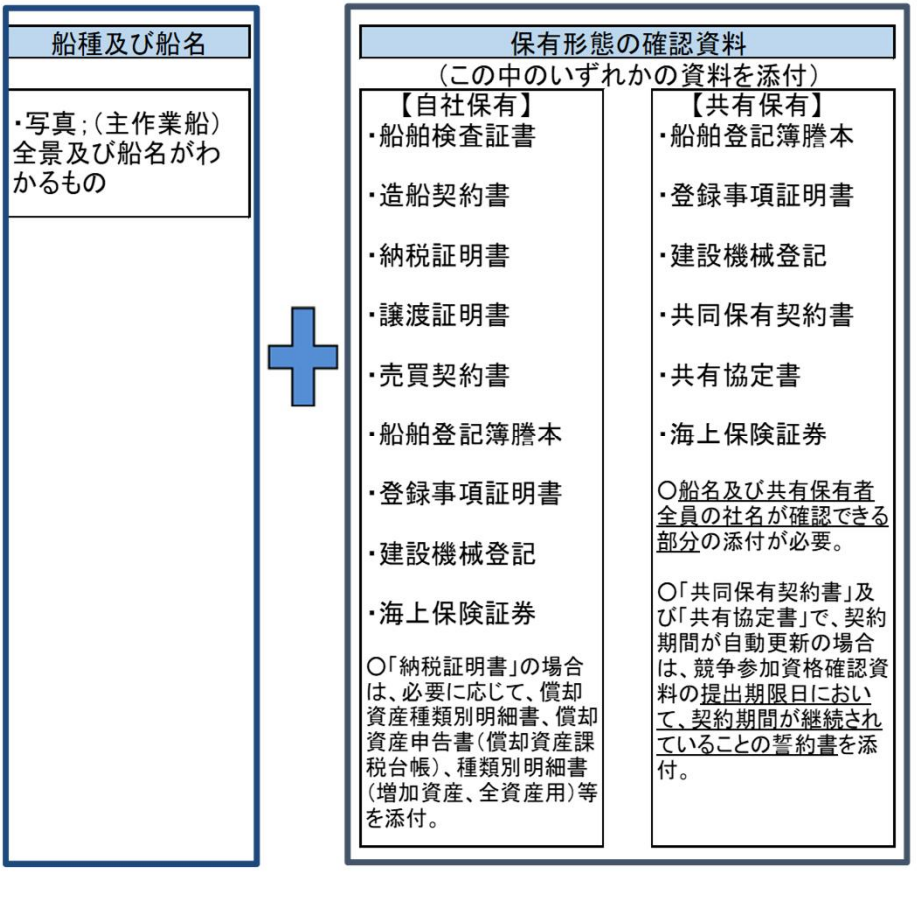
※2) 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「環境性能」の確認を実施するため、契約後に「様式-11契約後」を提出すること。

4) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価) (2/2)

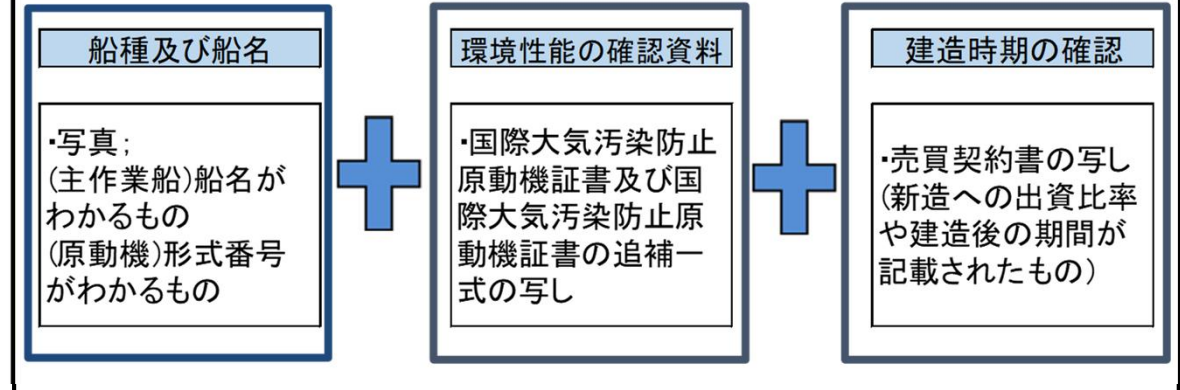
契約後の確認については、以下資料を監督職員に提出する。

加点対象となった船舶においては、主要工種の作業日数の30%以上を活用すること。但し、作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合は複数工種の合計作業日数の30%以上でも良い。

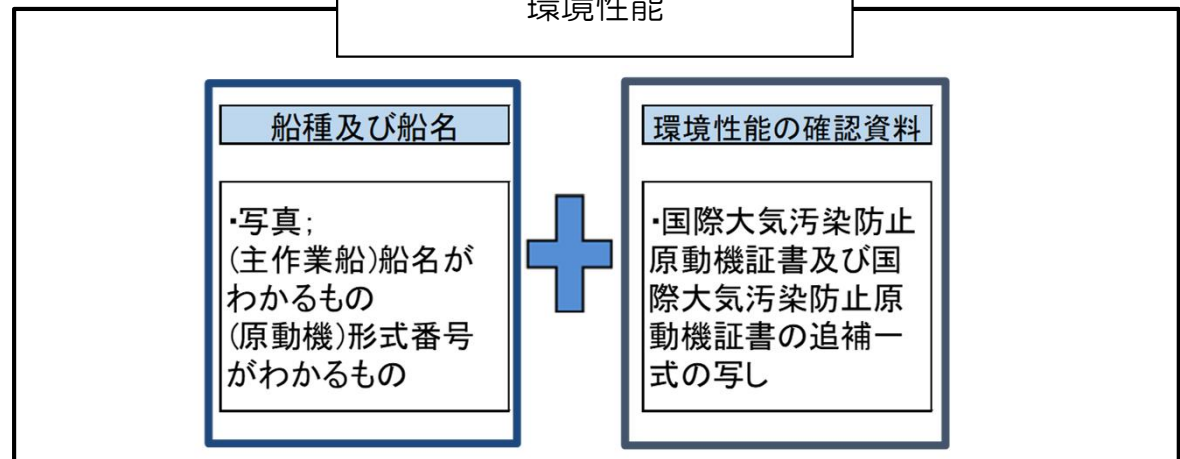
保有状況



新造



環境性能



5) 受発注者の負担軽減②(災害時の復旧支援体制の確保)

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有の確認について、**事前審査による「船舶保有確認書」を工事毎の申請資料に添付し評価を行うことで、入札契約手続きの負担軽減を行っている。**

- ＜船舶保有をより確実に評価するために、申請方法を事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態（自社保有、共同保有又は傭船の契約（協定）期間）が継続されていることの「誓約書」のみとする。＞
- ＜「船舶保有確認書」の有効期限は「船舶保有確認書」の発行日より2年間とする。＞

[船舶保有確認書]を申請する際の留意事項

- 予め「申請要領」を確認のうえ、船舶保有と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。
- 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなるため、余裕をもった申請を行うこと。

国四整品確第〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和元年6月3日）に示される「船舶保有」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

主作業船種別
船舶名称
保有形態
船籍港・定係港



様式-6
令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

災害時の復旧支援体制の確保における誓約書

(主作業船が自社保有の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、自社保有であり、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が共有船の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、共有船であり、契約(協定)期間については、自動更新であり契約(協定)期間が、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が傭船の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、傭船であり、契約期間については、自動更新であり契約期間が競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

※「誓約書」は競争参加資格確認資料の提出期限日においても契約が継続していることを証明するために添付するものとし、「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領(四国地方整備局港湾空港部品質確保室制定)に基づいて、船舶保有と確認したものに對して発行する「船舶保有確認書」と共に、添付がない場合は災害時の復旧支援体制の確保は評価しない。

※R3年4月より、事前審査に係る自社共有と共有保有船の保有形態確認資料に「海上保険証券」を追加している。

※「船舶保有確認書」の発行後に保有状況についての契約形態等が変更になった場合は、有効期限内であっても変更の事実が確認された日をもって、「船舶保有確認書」の効力は失効となるため、再申請しなければならない。変更があったにもかかわらず、変更前の内容で審査した「船舶保有確認書」を使用した場合は、虚偽申請と見なし、処罰の対象となる恐れがある。

※詳細は「災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領」を四国地方整備局（港湾空港部）のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】 <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

6) 受発注者の負担軽減③(災害により出動した実績の確認資料) (1/3)

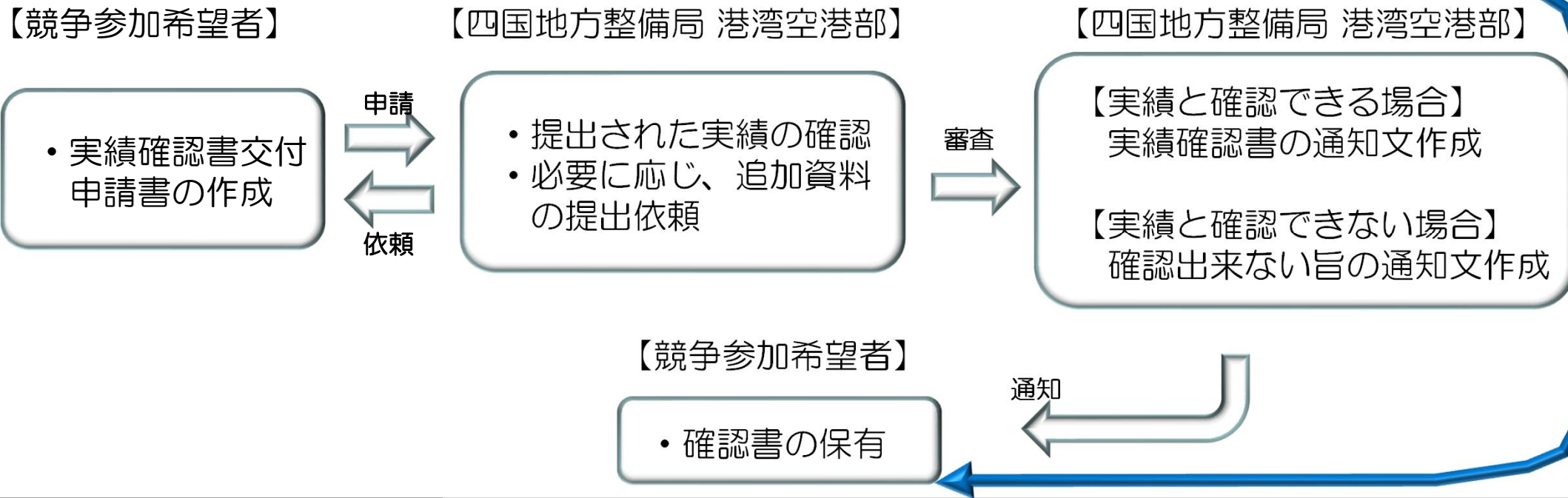
災害により出動した実績については、評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に提出していた確認資料に代えて、「実績確認書」及び「誓約書」のみの提出として負担軽減を図っている。

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、実績確認書及び誓約書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】

※申請書の受理から実績確認書の通知までは概ね2週間程度を予定



6) 受発注者の負担軽減③(災害により出動した実績の確認資料) (2/3)

【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、資料の追加をお願いする場合があります。

(資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません)

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
- 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
- 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
- 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
- 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真） ……等

[実績確認書]を申請する際の留意事項

○ 予め「申請要領」を確認のうえ、実績と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。

○ 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなり、申請から交付までに2週間程度を要するため、余裕をもった申請を行うこと。

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」を四国地方整備局（港湾空港部）のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】 <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業	
内容	作業船による開発保全航路における沈降物の回収
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

【実績確認書の有効期限】
四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条(実績確認書の有効期限)
「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業	
内容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

実績と確認できない理由

- 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。

7) 包括協定に関する誓約書

申請者の包括協定加盟団体への所属状況を確認する資料として、「誓約書」の添付を必須としている。

(様式-2別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇

誓約書

四国地方整備局（港湾空港関係）と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している下記団体に所属している旨誓約します。

1. 名称 (一財)〇〇〇協会

【参考】

注) 「四国地方整備局（港湾空港関係）と災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書」に締結している団体とは、以下のとおり。

- ・一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部
- ・四国港湾空港建設協会連合会
(香川県港湾空港建設協会)
(日本港湾空港建設協会連合会 徳島県支部)
(愛媛県港湾空港建設協会)
(高知県港湾空港建設協会)
- ・一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部
- ・全国浚渫業協会関西支部
- ・一般社団法人日本潜水協会
- ・一般社団法人海洋調査協会
- ・一般社団法人港湾空港技術コンサルタンツ協会

※上記、包括協定(港湾空港関係)締結先以外の団体名を記載した場合及び添付がない場合は評価しない。

「誓約書」の添付がない場合又は包括協定(港湾空港関係)を締結している企業又は団体以外の名称が記載されたものは評価しない。

7. 技術提案の留意点

1) 技術提案の配点や着目点数

※赤字はR8.4～更新

◆技術提案について、配点及び着目点数の設定等は以下のとおりとする。

■特定評価項目の配点比率(WTO S型又はS I型2テーマ 技術提案加算点計60点)

1テーマ目30点:2テーマ目30点とする。

■着目点数の設定

- ・着目点数はテーマ毎に2～3つとする。
- ・着目点2～3それぞれについて1提案
- ・自由提案は設定しない

■着目点の配点

- ・2着目点の場合:1着目点当りの配点は15点、1テーマ2着目点合計30点とする。
- ・3着目点の場合:1着目点当りの配点は10点、1テーマ3着目点合計30点とする。

■その他

- ・各技術提案の配点は、入札説明書において明示する。
- ・1着目点毎に1つの提案を記載すること。 評価するのは最初の提案と判断したもの。
2番目以降の提案内容は評価対象外。

2) 技術提案の評価方法について(2, 3着目点の場合)

※赤字はR8.4～更新

I. 入札説明書「別紙-1」の記載

・変更なし

II. 加算点の見直し

・1着目点当りの配点を変更

着目点3つ

(様式-8) 技術提案書 (施工計画書)
 <工事名: ○○○○工事 又は ① ○○工事、② ○○工事>
 会社名: ○○○○

特定評価項目「○○○○」

提案1	着目点 ①「○○○○」	提案タイトル	○○○○
	【理由(目的)】 【内容】 【(標準案との)相違点】	具体的な提案内容	
	効果 実績		
提案2	着目点 ②「○○○○」	提案タイトル	○○○○
	【理由(目的)】 【内容】 【(標準案との)相違点】	具体的な提案内容 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 【記載の留意事項】 「技術提案」は、3提案を1頁以内に記載すること </div>	
	効果 実績		
提案3	着目点 ③「○○○○」	提案タイトル	○○○○
	【理由(目的)】 【内容】 【(標準案との)相違点】	具体的な提案内容	
	効果 実績		

着目点2つ

(様式-8) 技術提案書 (施工計画書)
 <工事名: ○○○○工事 又は ① ○○工事、② ○○工事>
 会社名: ○○○○

特定評価項目「○○○○」

提案1	着目点 ①「○○○○」	提案タイトル	○○○○
	【理由(目的)】 【内容】 【(標準案との)相違点】	具体的な提案内容	
	効果 実績		
提案2	着目点 ②「○○○○」	提案タイトル	○○○○
	【理由(目的)】 【内容】 【(標準案との)相違点】	具体的な提案内容 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 【記載の留意事項】 「技術提案」は、2提案を1頁以内に記載すること。 </div>	
	効果 実績		

1着目点に係る評価基準

評価基準	3着目点の場合	2着目点の場合
・ 技術提案の目的等を踏まえ提案された内容について、有効性、確実性、具体性の観点で評価を行う。	加算点 3~10	加算点 6~15
・ 工夫の少ない提案内容である。(標準案と同程度) ・ 「評価しない提案内容」に該当する提案内容である。	0	0
1着目点の配点合計	10	15

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について

(総合評価方式)

- ※ 国土交通省四国地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価方式を適用する工事において、オーバースペック及び標準的項目との理由により評価しない技術提案の事例を公表します。
技術提案において、本事例及び本事例に類似するオーバースペックと判定される内容が含まれる場合は、評価されないため、ご留意願います。
なお、個別の工事において評価しない項目については、それぞれの入札説明書等でご確認いただくようお願いいたします。

- ※ 平成28年4月18日以降の公告分より適用します。

平成28年4月

四国地方整備局 港湾空港関係

※四国地方整備局港湾空港部のHPに「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」を掲載しておりますので、申請の都度ご確認ください。

4) 技術提案の採否の通知

令和〇年〇月〇日

競争参加資格確認通知書

支出席担任為担当官

企業ID ○〇〇
 企業名称 ○〇株式会社
 氏名 ○〇 ○〇 殿

○〇地方整備局次長
 ○〇 ○〇

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

通知書番号	○○○○○○○○○○○○	
公告日	平成〇〇年〇月〇日	
調達案件名称	〇〇港〇〇地区〇〇工事	
入札開始日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
入札書提出締切日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
内訳書開封予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
開札予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
競争参加資格の有無	有	
	理由または条件	
技術提案に基づく入札の可否	可	
	理由または条件	<p>技術提案は、以下のとおり評価する。また、評価しない技術提案については履行義務を課さないものとする。 【 ○:評価する[履行義務有り]、—:評価しない[履行義務無し]、×:実施を認めない[実施不可] 】</p> <p>特定評価項目1「ケーソンの据付に関する施工管理」 提案1:(○) 提案2:(○) 提案3:(—) ※「▲△すること」については、監督職員の承諾を得られた場合に限り、実施を妨げない。</p> <p>特定評価項目2「潜水作業時における安全対策」 提案1:(○) 提案2:(○) 提案3:(×) ※「▲△すること」については、実施を認めない。」</p> <p>技術提案の評価結果に関する問い合わせ窓口 〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎8階 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長 メールアドレス pa.skr-skjg-i88s3@mlit.go.jp ※問い合わせ手続きに関する詳細は入札説明書を参照。</p> <p>(留意事項) 上記問い合わせは、本通知の技術提案の評価結果に関する説明を求めるものであり、評価結果自体に不服がある場合は、別途入札説明書の「22. 総合評価落札方式における非落札者に対する理由の説明」にある苦情処理の申立て手続きを行って頂きますようお願い致します。</p>

技術提案における採否の通知は従来どおり、左記の競争参加資格確認通知書にて競争参加資格有りの者に対して行う。

技術提案は、以下のとおり評価する。また、評価しない技術提案については履行義務を課さないものとする。
 【 ○:評価する[履行義務有り]、—:評価しない[履行義務無し]、×:実施を認めない[実施不可] 】

特定評価項目1「ケーソンの据付に関する施工管理」
 提案1:(○)
 提案2:(○)
 提案3:(—)
 ※「▲△すること」については、監督職員の承諾を得られた場合に限り、実施を妨げない。

特定評価項目2「潜水作業時における安全対策」
 提案1:(○)
 提案2:(○)
 提案3:(×)
 ※「▲△すること」については、実施を認めない。」

※1 施工能力評価型は通知対象外

5) 技術提案評価の詳細な通知(1/2)

問い合わせ様式

(様式-〇)

問い合わせ様式(落札決定通知後用)

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長 殿

会社名
代表者氏名

下記工事に係る技術提案の評価結果について、下記のとおり問い合わせします。

1. 公 告 日 令和〇年 月 日
2. 工 事 名 〇〇〇〇工事 又は ① 〇〇工事、② 〇〇工事
3. 問 い 合 わ せ 内 容 (問い合わせは、以下の内容に限る)
 - ・特定評価項目〇の提案◇、及び特定評価項目●の提案▲、■
について、加點評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。
 - ・上記提案について、複数提案の有無を教えてください。
4. メール送信者名等 (役職・氏名) (電話番号)
(メールアドレス)

※押印は不要。

通知の内容

・オーバースペックへの対策として、落札決定後に入札参加者から問い合わせがあれば、以下の事項の通知を行う。

なお、問い合わせ内容は以下の内容に限る。

- (1) 申請者より優位に評価された技術提案の有無
- (2) 申請者の技術提案における複数提案の有無

入札説明書記載例

- (1) 入札参加者は、前頁の問い合わせに加えて、落札者の決定通知日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時の間。)に、左記様式により品質確保室長に対し、メールにより説明を求めることができる。その際の連絡先は前頁と同じとする。なお前頁の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に説明を求めることができる。
- (2) 品質確保室長は(1)の問い合わせをした者に対し、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)にメールにより説明する。

5) 技術提案評価の詳細な通知(2/2)

技術提案の評価結果に関するメールによる説明

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇建設株式会社
〇〇 〇〇殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

下記工事に関する平成〇〇年〇月〇日の問い合わせに対する説明は以下のとおりです。

【工事名】: 〇〇港〇〇地区防波堤(〇)築造工事

【公告日】: 平成〇〇年〇月〇日

【問い合わせ内容】

特定評価項目〇の提案△、□、及び特定評価項目●の提案▲、■について、加点評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。

【説明内容】

特定評価項目〇「ケーソン据付に関する施工管理」

提案△: 同提案より優位に評価された提案はありません。(複数提案: 有り)

提案□: 同提案より優位に評価された提案があります。(複数提案: 無し)

特定評価項目●「潜水作業時における安全対策」

提案▲: 同提案より優位に評価された提案はありません。(複数提案: 有り)

提案■: 同提案より優位に評価された提案があります。(複数提案: 無し)

なお、この評価は、現場条件や他社との相対評価によって異なるものであることから、全ての案件の技術評価において同様の評価を得られるものではありません。

説明例

問い合わせをした会社の技術提案	それ以外の会社の技術提案	記載方法
◎	◎	同提案より優位に評価された提案はありません。
◎	○	同提案より優位に評価された提案はありません。
○	◎	同提案より優位に評価された提案があります。

※ ◎最も高い評価、○最も高い評価ではない評価

6) 技術提案履行計画書の確認(技術提案評価型)

【参考】

[見直し後] (R3. 4~)

技術提案履行開始時期を踏まえ、早期の確認が必要な提案に関しては、着目点1つからでも計画書の提出を可能とし、提出があったものから順次確認を実施。

技術提案履行計画書

- 1. 工事名: ○○港○○地区○○工事
- 2. 工期: 令和○年○月○日～令和○年○月○日
- 3. 受注者名: ○○建設株式会社

評価項目	技術提案 (VE提案) or 技術の所見 (施工計画書)		履行確認方法		
	提案項目	提案内容	確認内容	方法	頻度(時期)
工事全般における○○○○について	1.○○○○	提案タイトル: 1.○○○○	1-①仕様内容 ・○○○○	○○○○	○○○○
		1) ○○○○		○○○○	○○○○
	2.○○○○	提案タイトル: 2.○○○○	2-①仕様内容 ・○○○○	○○○○	○○○○
		1) ○○○○		○○○○	○○○○
	3.○○○○	提案タイトル: 3.○○○○	3-①仕様内容 ・○○○○	○○○○	○○○○
		1) ○○○○		○○○○	○○○○

早期の確認が必要な技術提案については、1つからでも提出可能。

(様式-8)

技術提案書（施工計画書）

<工事名：○○○○工事 又は ① ○○工事、② ○○工事>
会社名：○○○○

特定評価項目「○○○○」

提案1	着目点 ①「○○○○」	提案タイトル ○○○○
	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】	
	効果	実績
提案2	着目点 ②「○○○○」	提案タイトル ○○○○
	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】	
	【記載の留意事項】 「技術提案」は、3提案を1頁以内に記載すること。	
提案3	着目点 ③「○○○○」	提案タイトル ○○○○
	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】	
	効果	実績

【様式-8 留意事項】

注1) 技術提案については、本工事の現場条件や構造的特徴等を踏まえ、標準案との相違点を明確にしつつ、設定された3つの着目点に関して具体的な施工方法を図表等を用いて、わかりやすく簡潔に記載すること。

※特定評価項目

- 着目点①「○○○」
- 着目点②「○○○」
- 着目点③「○○○」

※【標準案】特記仕様書・図面・港湾工事共通仕様書or空港土木工事共通仕様書、左記の資料に記載された各種法令・基準・要綱等にて規定されている内容及び港湾工事安全作業標準書（OHSMS対応型）（（一社）日本埋立浚渫協会発行、平成17年3月）に記載されている内容を標準案とし、評価の対象としない。但し、その内容に関して具体的な対応策が記載されていれば、評価の対象とする。

注2) 「具体の提案内容」欄は、次の項目を設けて記載すること。

- ・「理由（目的）」
- ・「内容」
- ・「（標準案との）相違点」

注3) 1提案の「内容」欄には、1技術内容を記載するとともに、アンダーラインで明示すること。

なおアンダーライン部分に複数の技術内容が記載されていると判断される場合は、1番最初に記載された内容のみを評価の対象とし、2番目以降の技術内容は評価の対象外とする。

注4) 1提案(1技術)に使用する機材・資材の名称や実施する箇所、範囲、期間等は、強調（太字やゴシック体）して記載すること。

注5) 技術提案する理由（目的）、実施効果を記載すること。

注6) 特定評価項目に係る技術提案は、図表等を含めた具体的な内容を所定様式に基づき、最大3提案まで提案できるものとし、3提案をA4版1頁以内（文字サイズは10ポイント以上で作成すること）に記載しなければならない。なお、指定頁数、指定提案数（3提案）を超えた場合は当該評価項目に対する評価を行わないものとする。また、文字サイズが10ポイント未満で作成された技術提案は評価を行わない場合がある。

注7) 送信された技術提案の評価はカラーで行う。

注8) 業者名を特定出来るような文字や写真等は、技術提案に記載しないこと。

注9) 上記特定評価項目に関する提案において、他の提案内容と同様又は類似の提案をしてはならない。なお、当局が他の提案内容と同様又は類似の提案と判断した場合は、どちらか一方の提案のみを評価する。

注10) 下記の評価しない提案内容が含まれると判断された場合は、該当する技術提案を評価しない。

- ・当局が不適切と判断した場合
- ・四国地方整備局港湾空港部のホームページに掲載されている、オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例に該当するもの
- ・特記仕様書「○○について（標準施工として実施するもので評価の対象外となる工種があれば記載）」に記載されている内容に関する提案
- ・○○（現地で実施に問題がある技術提案等があれば記載）の提案

注11) 技術提案が適正と認められた場合には、技術提案に基づいて施工しなければならない。

技術提案の評価はカラーで行う

8. 入札契約手続き全般に係る留意事項

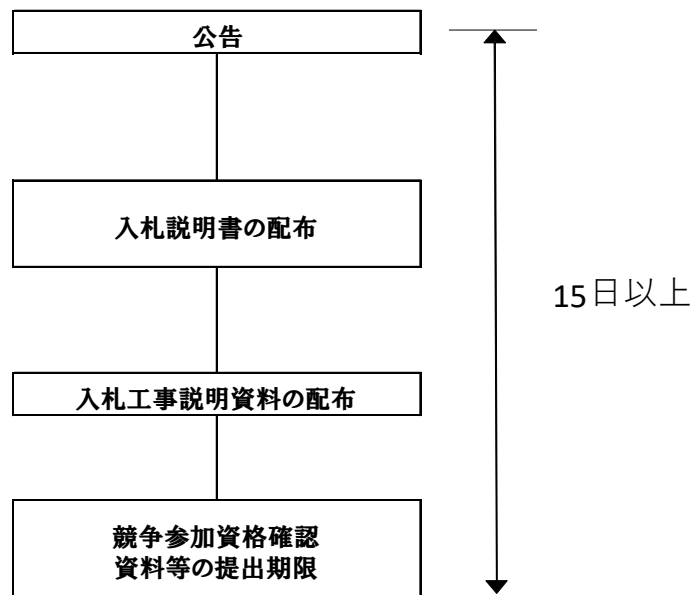
1) 公告から競争参加資格確認資料の提出期限までの日数確保

公告から競争参加資格確認資料(技術提案書)の提出期限までの期間について、働き方改革の観点から余裕を持った日数し、原則として営業日で15日以上確保している。

技術提案評価型(S型)の工事を対象とし、WTO、施工能力評価型(I型、II型)、同時提出型(二封筒方式)は除く。

(R6. 4~)

【工事】例：一般競争入札【技術提案評価型(S型・1テーマ) 施工体制確認型】



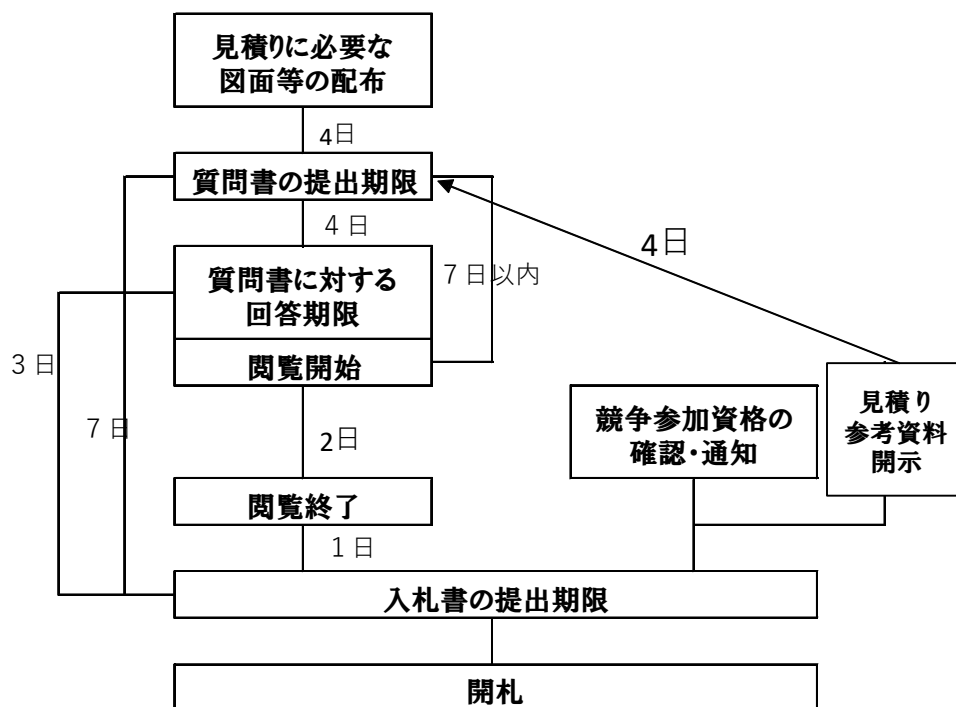
日曜日、祝日等を含まない。

2) 見積参考資料の公開から質問書提出期限の日数確保

見積参考資料の公開日から質問書の提出期限までの期間について、働き方改革の観点から余裕を持った日数とし、原則として営業日で4日以上確保している。

技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(I型、II型)の工事を対象とし、WTO、同時提出型(二封筒方式)は除く。

(R6. 4~)



※上記の日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

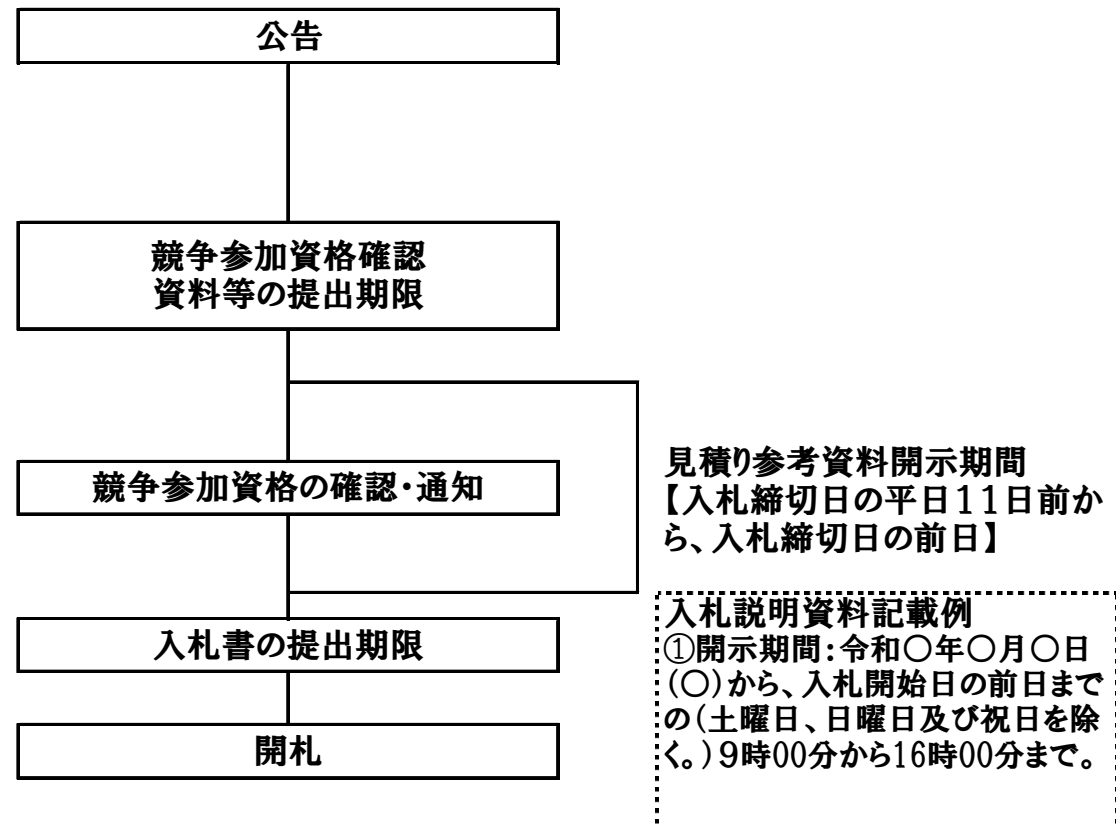
3) 見積り参考資料の開示期間

【参考】

見積り参考資料の開示については、入札(見積)参加者の適正かつ迅速な見積りに資するよう、入札書の提出期限の日から起算して平日11日以前までに開示を行うこととし、対象となる工事等については、見積参考資料の開示を行う工事等である旨を入札公告及び入札説明書において明記している。なお、開示方法は電子メールにて開示を行うため、開示を希望する者は、競争参加資格確認申請書に送付先メールアドレスを記載した書類を添付すること。

技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(I型、II型)の工事を対象とし、WTO、同時提出型(二封筒方式)は除く。

(R3. 2~)



4) 低入札価格調査基準

【参考】

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

改定時期		H20.4～	H21.4～	H23.4～	H25.5.16～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～	R4.4.1～
範囲	予定価格の	2/3	7.0/10	7.0/10	7.0/10	7.0/10	7.0/10	<u>7.5</u> /10	7.5/10
		～ 8.5/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ <u>9.2</u> /10
計算式	直接工事費 × 算入率	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	<u>0.97</u>	0.97	0.97
	共通仮設費 × 算入率	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	現場管理費 × 算入率	0.60	<u>0.70</u>	<u>0.80</u>	0.80	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90
	一般管理費等 × 算入率	0.30	0.30	0.30	<u>0.55</u>	0.55	0.55	0.55	<u>0.68</u>

- ・アンダーラインは改定箇所
- ・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

工事・業務に係る発注見通しは、月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行っている。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング

<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/>

2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミング

<https://www.pas.y.sk.nilim.go.jp/>

3. 入札情報サービス → 月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミング

<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>



港湾空港関連入札・契約情報



入札情報サービス

6) 発注見通しの公表方法

毎月更新を行っている発注見通しの公表について、令和6年9月2日以降の公表より、働き方改革や担い手不足等の対応を図るため、「その他」の事項の公表内容の充実を図っている。

【R6. 9. 2からの記載例】

- 1-0. 工事名： 高知港海岸湾口地区津波防波堤築造工事
- 1) 工事種別： 港湾土木工事
- 2) 工事場所： 高知県高知市種崎地先
- 3) 工期： 約6ヶ月
- 4) 工事概要： 基礎工 1式（基礎捨石（200～500kg／個） 約1千m³）、本体工 1式（ケーソン仮置（約2,500t／函）1函、ケーソン仮置（約1,800t／函）1函）
- （工事発注規模）
2億9,000万円以上8億1,000万円未満
- 5) 入札予定時期： 第2四半期
- 6) その他： 発注者：本官
公告予定時期：令和7年8月
専任開始時期：令和7年10月頃
試行工事：
施工体制確認型総合評価落札方式
休日確保評価型（工期指定）
ICT（基礎工）活用工事（発注者指定型）
同種工事実績要件 ケーソン据付
作業船使用計画 起重機船（旋回）1600t吊以上 1隻
令和8年2月～3月使用予定
令和7年7月新規公表

・「その他」欄の行に、発注者、公告予定時期、専任開始時期等の情報を表示

7) 閲覧資料等の情報提示

【参考】

現在、紙により公表している積算の根拠となる閲覧資料（管内統一単価、施工調査費、特別調査など）や施工体制評価点について、デジタル情報での提示に努める。

従来

紙による公表

- 積算の根拠となる閲覧資料
（管内統一単価、施工調査費、特別調査など）
- 施工体制評価点



新たな取り組み

デジタル情報による提示

- 積算の根拠となる閲覧資料
（管内統一単価、施工調査費、特別調査など）

↓

電子メール等により競争参加申請書提出者へ、見積り参考資料送付時などに合わせて直接送付

- 施工体制評価点

↓

HPで公表している「入札調書」に「技術点評価の内訳」を添付して公表

(従来)

移動
(飛行機、
新幹線等)

四国地整 自社

自社から四国地整へ移動し閲覧



(新たな取り組み)

自社で閲覧可能【デジタル情報での提示】

※R3.4月以降の公告案件から、順次、デジタル情報による提示を行う。

8) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点

※赤字はR8.4～更新

【参考】

申請資料の不備等により「欠格」になることを避けるため、特に以下のことについて注意すること。

1) 「配置予定技術者を複数申請から1名申請へ変更」することに関する注意点 (P.49参照)

- ① 複数申請した場合は、「欠格」となる。
- ② 契約工期と従事期間が一致しない場合
 - ・従事期間が50%未満の場合は、「欠格」となる。

2) 添付資料の注意点

- ① 資料の不鮮明
 - ・競争参加資格確認資料が網羅されていても、不鮮明な場合は「欠格」となる。
 - 例) 監理技術者資格者証の文字が不鮮明で内容が認識できない。

3) 監理技術者資格者証の注意点

- ① 有効期限切れ
 - ・申請書提出期限日以前に有効期限が切れた証明書は、「欠格」となる。
 - なお、本取扱いについては入札説明書に有効期限内のものを添付と追記して対応する。

9) 直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載

「工事費内訳書」作成にあたっての注意事項

◆令和7年12月12日以降に公告する工事案件より、工事費内訳書の作成にあたり、「労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費」の記載を追加しています。
(下記のとおり)

工事費内訳書								
工事名	令和7年度 ○○改良工事							
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		道路土工			式		1	
					式		1	
：								
：								
工事価格					式			
消費税相当額					式			
工事費計					式		1	
			(直接工事費のうち、労務費	円)				
			(直接工事費のうち、材料費	円)				
			(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円)			
			(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金		円)			
			(工事原価のうち、安全衛生経費	円)				



◆追加した項目の費用が未記入の場合、入札説明書の「工事費内訳書の提出」に基づき判断することとなり、**入札を無効とする場合がある**ので必ず記入して下さい。